



千葉市 CHIBA CITY

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）

千葉市のデータは千葉市発表の千葉市民に関するものです。

6月17日版

1 感染の状況（先週比） 6月9日～6月15日	千葉市の数値	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
(1) 新規感染者数（直近7日間平均）（98人÷7日）	14.0人（△3.3人）	-	-
(2) 新規感染者数（直近7日間合計 人口10万人あたり）	10.0人（△2.3人）	15人以上	25人以上
(3) 直近7日間の感染経路不明率（62人）	63.3%（+6.3 <sup>ポイント</sup> ）	50%以上	50%以上
(4) 陽性率（1週間平均）6月7日～6月13日 ※	3.1%（△0.7 <sup>ポイント</sup> ）	5%以上	10%以上

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

## 2 医療提供体制の負荷（先週比）

(1) 千葉市 入院者数 6月15日時点		57人（+1人）	-	-
(2) 千葉市 現在の療養者数 6月15日時点 （重症3人、中等・軽症等125人）	療養者数	128人（△20人）	-	-
	10万人あたり	13.0人（△2.1人）	20人以上	30人以上

注1) 千葉市の人口は 983,211人（令和3年4月1日）

注2) 1 (1)、2 (1) 以外は政府の指標

### 参考 ★ 千葉県の病床使用率

	★ 千葉県の数値		
(1) 千葉県 病床使用率 6月15日時点（先週比）	25.7%（△1.6 <sup>ポイント</sup> ）	20%以上	50%以上
(2) 千葉県 重症病床使用率 6月15日時点（先週比）	20.8%（±0.0 <sup>ポイント</sup> ）	20%以上	50%以上

# ワクチン接種に関するお知らせ（6月17日）

ワクチン接種は、かかりつけ医など身近な医療機関での接種（個別接種）を中心に行っています

## 市民の皆さんへお願い

ワクチンは全員分確保されておりますので、希望者は必ず接種を受けることができます。既に予約を取っている方が新たな予約を取った場合は、速やかに既に取りっていた予約のキャンセルを行ってください。（予約の重複は行わないでください）



### 65歳以上の方へ

個別接種の予約方法や予約受付開始日は医療機関によって異なりますので、予約開始日以降に**各医療機関へ電話などで直接お問い合わせ**ください。

（ワクチン接種を行う医療機関については別添の一覧をご参照ください）

### 12歳以上65歳未満の方へ

接種券は年齢区分ごとに順次発送しますので、今しばらくお待ちください。

※65歳…令和3年度中に65歳に達する方を含みます

### 市が設置する集団接種会場を増設しました

**対象者**：千葉市に住民票がある65歳以上の方で、①②いずれかに該当する方

- ① まだ予約が取れていない方
- ② 1回目の予約が8月以降となっていて、これを7月以前に変更したい方

**会場及び**：花見川保健福祉センター（花見川区瑞穂1-1）…週2日（土日）

**開設曜日** イコアス千城台（若葉区千城台北3-21-1）…週6日（月曜日以外）

イコアス千城台について：

**6月の予約枠に空きがあります。**中央コミュニティセンターでの集団接種を8月以降に予約済の方で、早期の接種をご希望の方は予約の変更をご検討ください。

予約方法

千葉市コロナワクチン接種コールセンター  
☎0120-57-8970（8:30~18:00 土日祝含む）  
耳や言葉の不自由な方  
FAX 245-5128 Eメール cv-call@city.chiba.lg.jp

千葉市コロナワクチン  
予約サイト



- ワクチン接種を行う医療機関については、別添の一覧、市ホームページをご参照ください。
- 集団接種会場の増設については市政だより臨時号③（6月8日（火）新聞折り込み済。区役所、公民館等にて配布中）をご参照ください。

## 市民のみなさまへのお願い（6月17日）

千葉県をはじめ首都圏3県において、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長されています。変異株による影響も懸念される中、市民の皆様、お一人おひとりの感染対策の徹底をお願いします。

- 日中も含め**不要不急の外出・移動は自粛**してください。  
なお、生活や健康の維持のために必要なものについては自粛の対象外です。
- 不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。
- お買い物は**最小限の人数**で、**混雑時を避けて**、お店の入場整理に従ってください。
- 飲食店に対し、**20時までの営業と終日酒類の提供をしないこと**を要請しています。
- 20時以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- 食事は**感染対策が徹底されているお店**で、会話の際は**必ずマスクの着用**をしてください。また、酒類の持ち込みはしないでください。
- 市施設は原則開館としていますが、一部施設では引き続き夜間の利用制限等を実施しています。また、イベントや講座等は中止や延期となる場合があります。ご利用予定の方はホームページをご覧ください。施設や主催者にご確認ください。

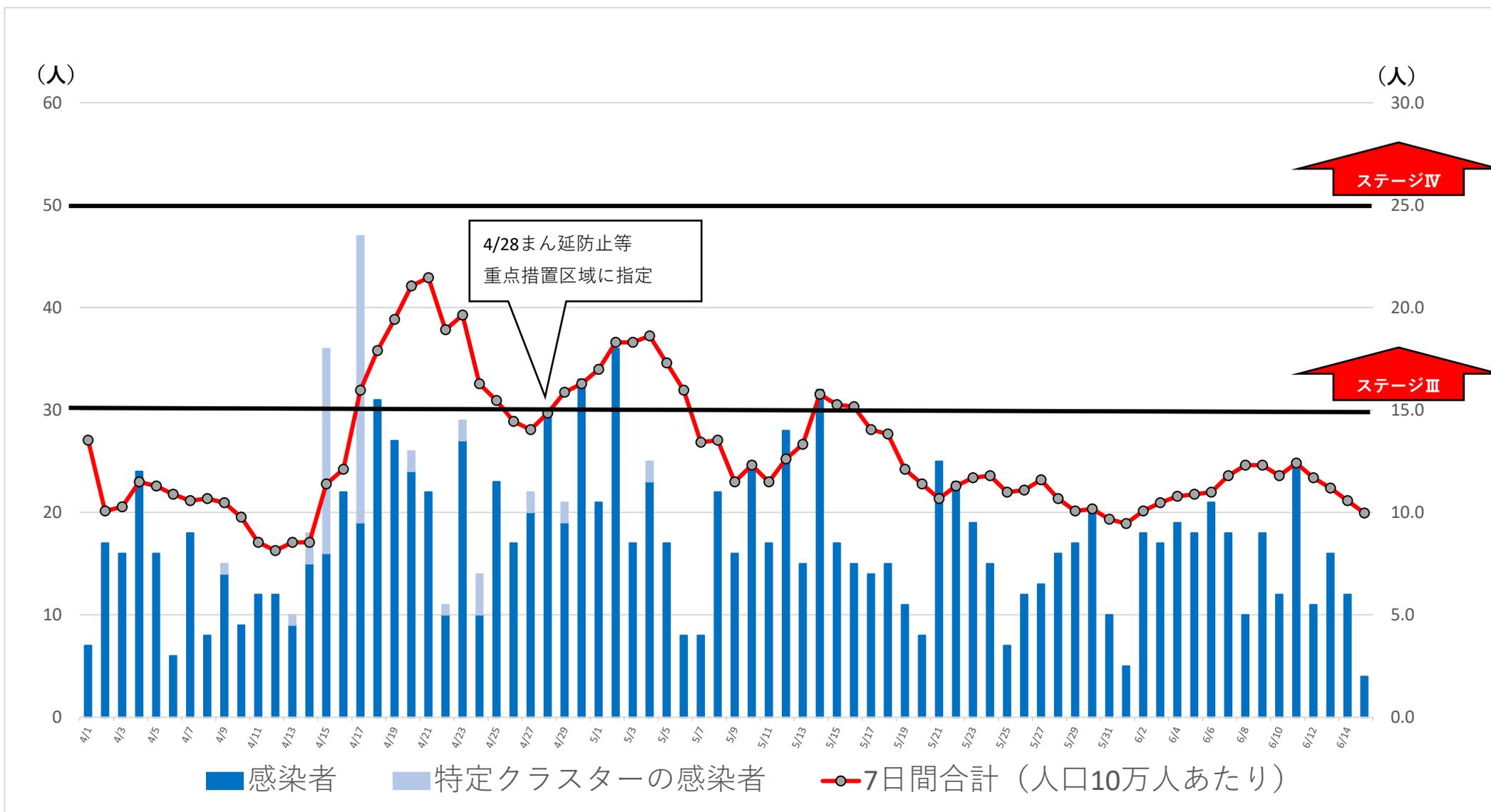
施設・  
イベント  
情報



# 千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移

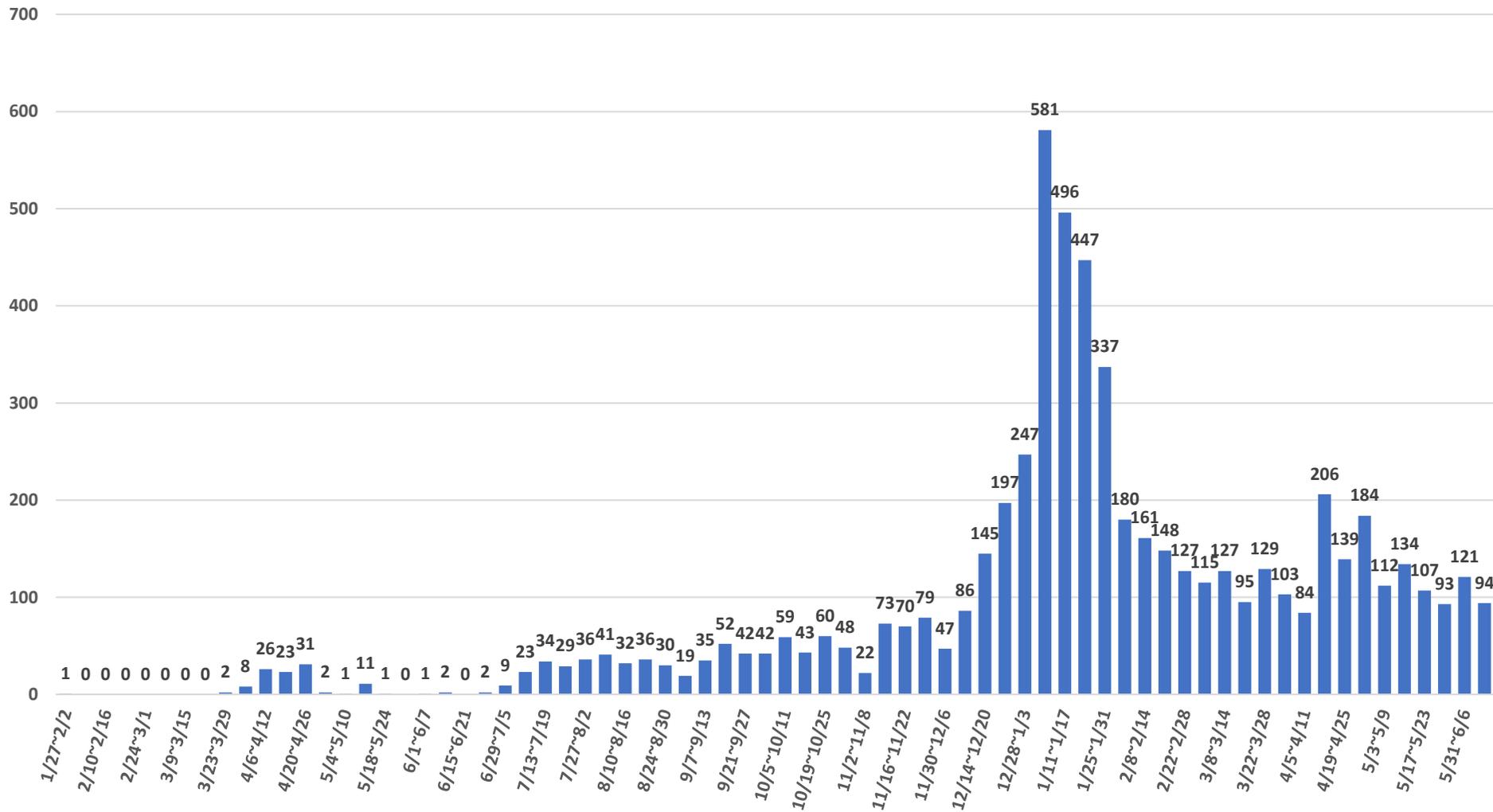


6月15日時点



# 市内感染者の発生状況（確定日）

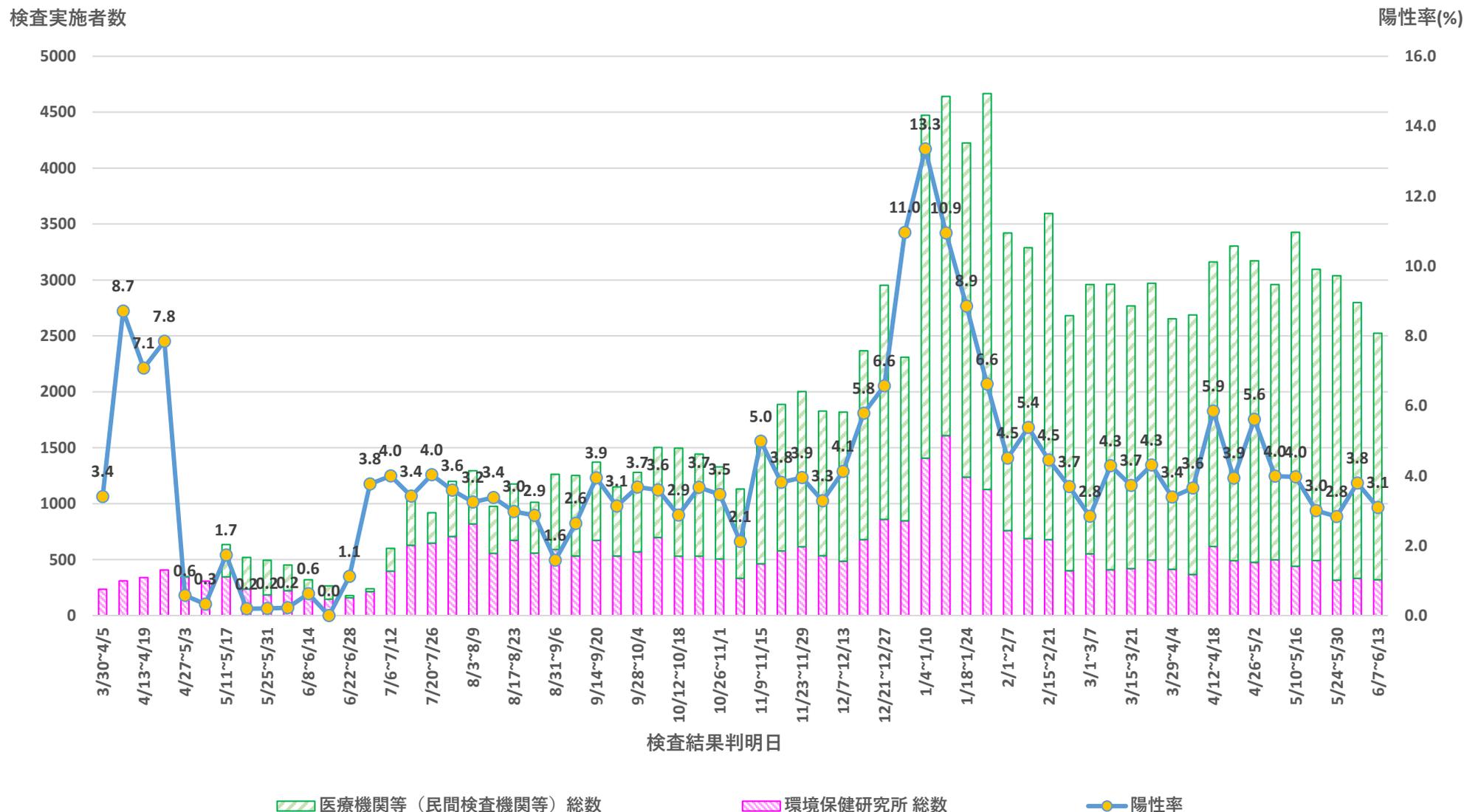
6月13日時点



※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

# 市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

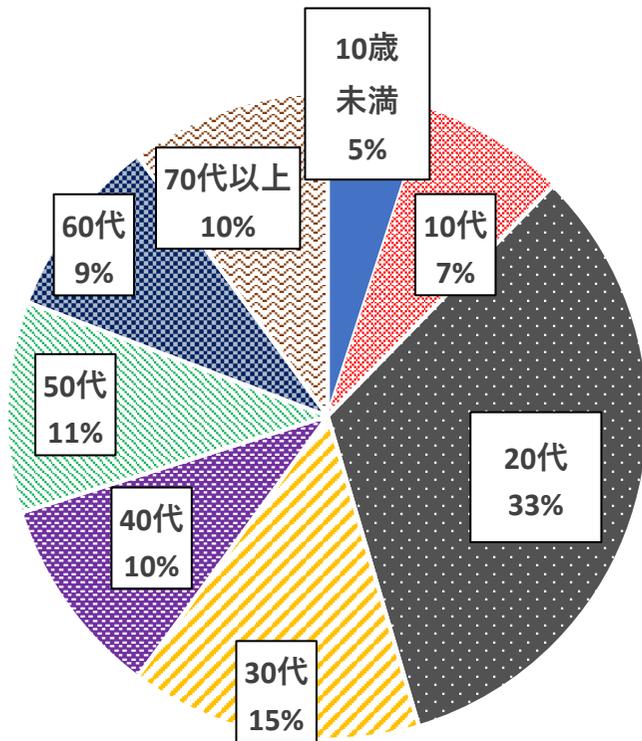
6月13日時点



※医療機関等 (民間検査機関等) の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

# 感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年5月31日～6月13日）



全期間を通じて、感染者に占める割合は20代が24%と多く、10万人あたりの感染者数でも1,000人を超えています。  
直近2週間も、20代の感染が目立ちます。

全期間（令和2年1月31日～令和3年6月13日）

年代	全感染者に占める割合	10万人あたり感染者数（人）
10歳未満	4%	295
10代	7%	517
20代	24%	1,379
30代	15%	830
40代	14%	571
50代	14%	576
60代	8%	446
70代以上	14%	435
合計	100%	622

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 69 回）

日時：令和 3 年 6 月 17 日（木）

17 時 00 分～17 時 20 分

場所：官邸 2 階 大ホール

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

##### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

#### 3. 閉 会

##### （配布資料）

- 資料 1 厚生労働省提出資料
- 資料 2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- 資料 3 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部  
を変更する公示（案）
- 資料 4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）
- 資料 5 令和 3 年 6 月 21 日以降における取組（案）
- 参考資料 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

# 最近の感染状況等について

令和3年6月17日(木)

厚生労働省

# 新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和3年6月16日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	14,890,404 (+65,986)	776,290 (+1,698)※2	24,317 (-1,492)	763 (-40) ※6	737,235 (+3,270)	14,264 (+82)	1,704 (+178)
空港・海港検疫	734,511 (+1,949)※7	3,033 (+9)	65 (+7)	0	2,963 (+2)	5	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	15,625,744 (+67,935)	779,338 (+1,707)※2	24,382 (-1,485)	763 (-40) ※6	740,213 (+3,272)	14,269 (+82)	1,704 (+178)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から（退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から）、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港・海港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 令和2年7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。なお、空港・海港検疫の検査実施人数等については、公表日の前日の0時時点で計上している。

【上陸前事例】括弧内は前日比

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、令和2年3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

都道府県別新規陽性者数（自治体公表値）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

報告日	6月3日 木	6月4日 金	6月5日 土	6月6日 日	6月7日 月	6月8日 火	6月9日 水	6月10日 木	6月11日 金	6月12日 土	6月13日 日	6月14日 月	6月15日 火	6月16日 水	直近2週間の合計			増減率	直近1週間合計 (人口10万対)	
															6月3日から 6月9日まで	6月10日から 6月16日まで				
全 国	2,825	2,586	2,648	2,017	1,276	1,884	2,224	2,044	1,935	1,941	1,384	931	1,418	1,698	26,811	15,460	11,351	0.73	9.00	全 国
北海道	300	203	276	183	147	120	179	182	145	125	82	74	87	88	2,191	1,408	783	0.56	14.91	北海道
青 森	10	13	9	2	9	10	4	2	2	3	1	0	3	1	69	57	12	0.21	0.96	青 森
岩 手	7	9	9	12	8	6	18	14	16	16	10	9	7	10	151	69	82	1.19	6.68	岩 手
宮 城	25	30	15	11	2	9	9	9	8	12	7	6	10	4	157	101	56	0.55	2.43	宮 城
秋 田	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	6	3	3	1.00	0.31	秋 田
山 形	7	5	7	8	1	1	0	3	1	3	2	2	1	5	46	29	17	0.59	1.58	山 形
福 島	10	11	9	11	13	6	15	12	9	3	13	4	3	11	130	75	55	0.73	2.98	福 島
茨 城	22	45	27	34	24	14	24	25	15	84	24	12	15	23	388	190	198	1.04	6.92	茨 城
栃 木	25	23	25	13	21	28	34	32	26	34	9	17	25	15	327	169	158	0.93	8.17	栃 木
群 馬	18	23	10	5	11	6	17	8	12	6	4	3	6	4	133	90	43	0.48	2.21	群 馬
埼 玉	122	102	119	81	44	83	121	110	87	83	65	41	70	87	1,215	672	543	0.81	7.39	埼 玉
千 葉	99	121	137	76	68	81	106	102	113	79	105	91	87	113	1,378	688	690	1.00	11.02	千 葉
東 京	508	472	436	351	235	369	440	439	435	467	304	209	337	501	5,503	2,811	2,692	0.96	19.34	東 京
神 奈 川	215	234	224	249	173	179	202	189	220	247	170	141	160	210	2,813	1,476	1,337	0.91	14.54	神 奈 川
新 潟	19	10	13	8	2	6	10	16	9	17	5	2	7	5	129	68	61	0.90	2.74	新 潟
富 山	7	7	9	6	4	10	7	5	1	5	5	5	5	5	81	50	31	0.62	2.97	富 山
石 川	9	11	14	15	4	8	4	7	7	1	6	5	3	4	98	65	33	0.51	2.90	石 川
福 井	3	2	1	1	1	0	3	1	3	0	1	2	4	3	25	11	14	1.27	1.82	福 井
山 梨	8	21	47	28	12	43	18	32	40	15	9	7	14	6	300	177	123	0.69	15.17	山 梨
長 野	18	8	15	11	3	8	15	13	6	10	4	2	4	4	121	78	43	0.55	2.10	長 野
岐 阜	71	34	43	22	25	22	23	24	22	31	10	11	14	13	365	240	125	0.52	6.29	岐 阜
静 岡	44	34	50	38	23	24	41	39	40	27	30	10	23	32	455	254	201	0.79	5.52	静 岡
愛 知	288	266	218	169	97	170	247	171	149	123	102	46	98	110	2,254	1,455	799	0.55	10.58	愛 知
三 重	26	26	23	13	9	16	10	18	15	12	18	4	4	7	201	123	78	0.63	4.38	三 重
滋 賀	38	41	34	15	15	18	30	16	12	13	7	11	14	20	284	191	93	0.49	6.58	滋 賀
京 都	46	44	49	46	10	44	64	41	29	35	23	9	18	23	481	303	178	0.59	6.89	京 都
大 阪	226	189	174	145	72	190	153	148	134	126	96	57	110	108	1,928	1,149	779	0.68	8.84	大 阪
兵 庫	70	75	81	58	22	68	64	50	46	38	24	21	44	34	695	438	257	0.59	4.70	兵 庫
奈 良	20	28	18	9	6	11	11	5	15	10	9	3	18	9	172	103	69	0.67	5.19	奈 良
和 歌 山	4	0	2	2	1	2	2	6	1	3	1	0	2	0	26	13	13	1.00	1.41	和 歌 山
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	鳥 取
島 根	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	1	0	1	0	8	5	3	0.60	0.45	島 根
岡 山	31	16	20	12	12	8	13	12	12	11	6	1	5	8	167	112	55	0.49	2.91	岡 山
広 島	57	59	47	40	29	26	27	32	34	33	40	22	14	27	487	285	202	0.71	7.20	広 島
山 口	12	13	10	3	6	19	15	11	13	7	1	3	15	6	134	78	56	0.72	4.12	山 口
徳 島	0	1	3	0	0	0	0	0	3	2	5	0	1	3	18	4	14	3.50	1.92	徳 島
香 川	6	2	6	4	2	3	6	10	4	1	2	2	7	4	59	29	30	1.03	3.14	香 川
愛 媛	1	1	3	0	2	4	2	1	1	0	0	0	2	2	19	13	6	0.46	0.45	愛 媛
高 知	19	14	19	28	10	7	9	11	8	7	9	6	16	6	169	106	63	0.59	9.03	高 知
福 岡	102	79	85	79	27	57	66	42	58	47	37	23	35	40	777	495	282	0.57	5.53	福 岡
佐 賀	6	5	4	0	0	5	1	1	3	0	0	2	0	0	27	21	6	0.29	0.74	佐 賀
長 崎	18	16	29	15	7	12	4	13	9	12	14	3	2	7	161	101	60	0.59	4.52	長 崎
熊 本	20	10	12	9	5	13	10	9	7	9	2	0	7	8	121	79	42	0.53	2.40	熊 本
大 分	12	4	8	7	0	4	6	4	7	7	0	1	1	4	65	41	24	0.59	2.11	大 分
宮 崎	5	4	0	0	0	2	1	2	5	3	1	0	0	0	23	12	11	0.92	1.03	宮 崎
鹿 児 島	25	26	47	15	8	13	17	11	8	15	15	10	11	13	234	151	83	0.55	5.18	鹿 児 島
沖 縄	244	247	261	183	104	159	174	166	145	157	104	54	107	115	2,220	1,372	848	0.62	58.36	沖 縄

※1 過去分の報告があった県については、報告日別に過去に遡って計上した

※2 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

※3 各都道府県における報告日別は、次のとおり色分けしている  
100以上：赤、50～99：橙、10～49：黄

※4 二重下線は、各都道府県における過去最多新規陽性者数（報告日別）

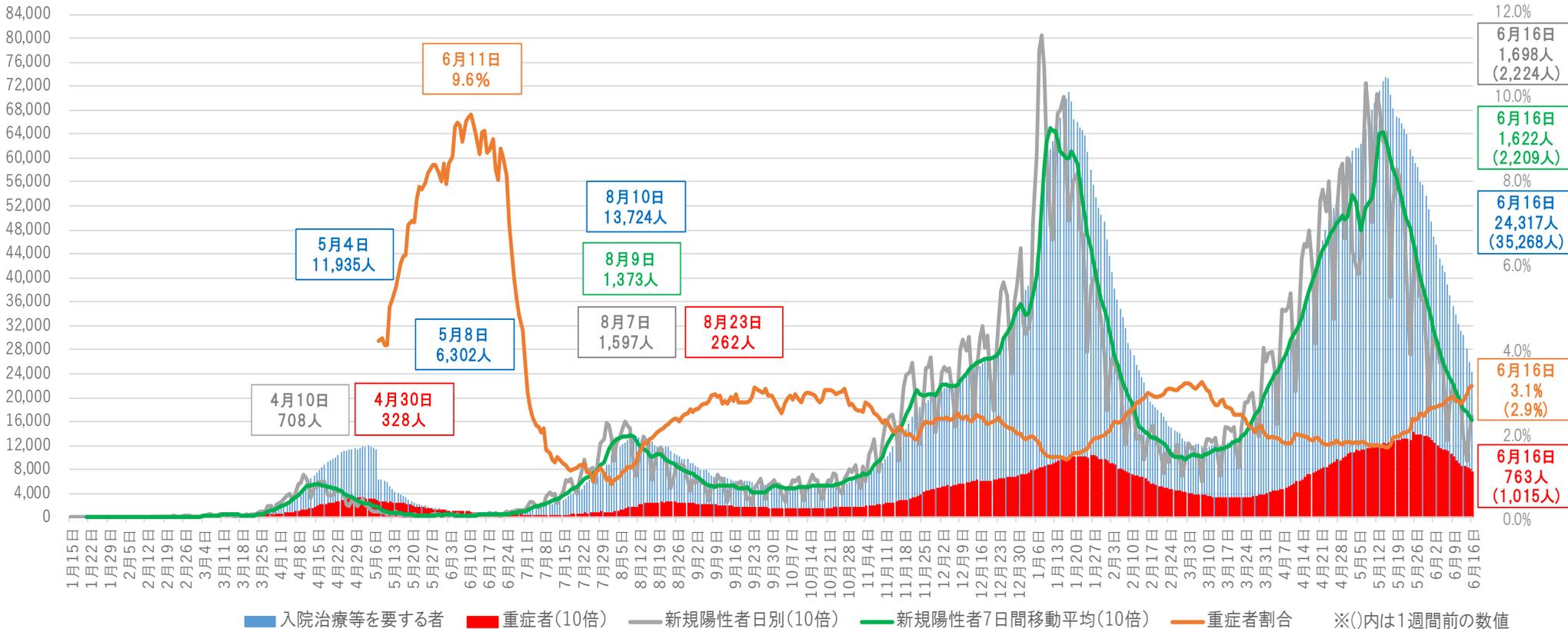
※5 直近1週間合計（人口10万対）は、次のとおり色分けしている  
25以上：赤、15～25：橙、5～15：黄

増減率が1より大きく、直近1週間合計が1以上の都道府県数	直近1週間の新規陽性者数ゼロの都道府県数
6	1

# 入院治療等を要する者・重症者・新規陽性者数等の推移

入院治療等を要する者・重症者・新規陽性者（人）

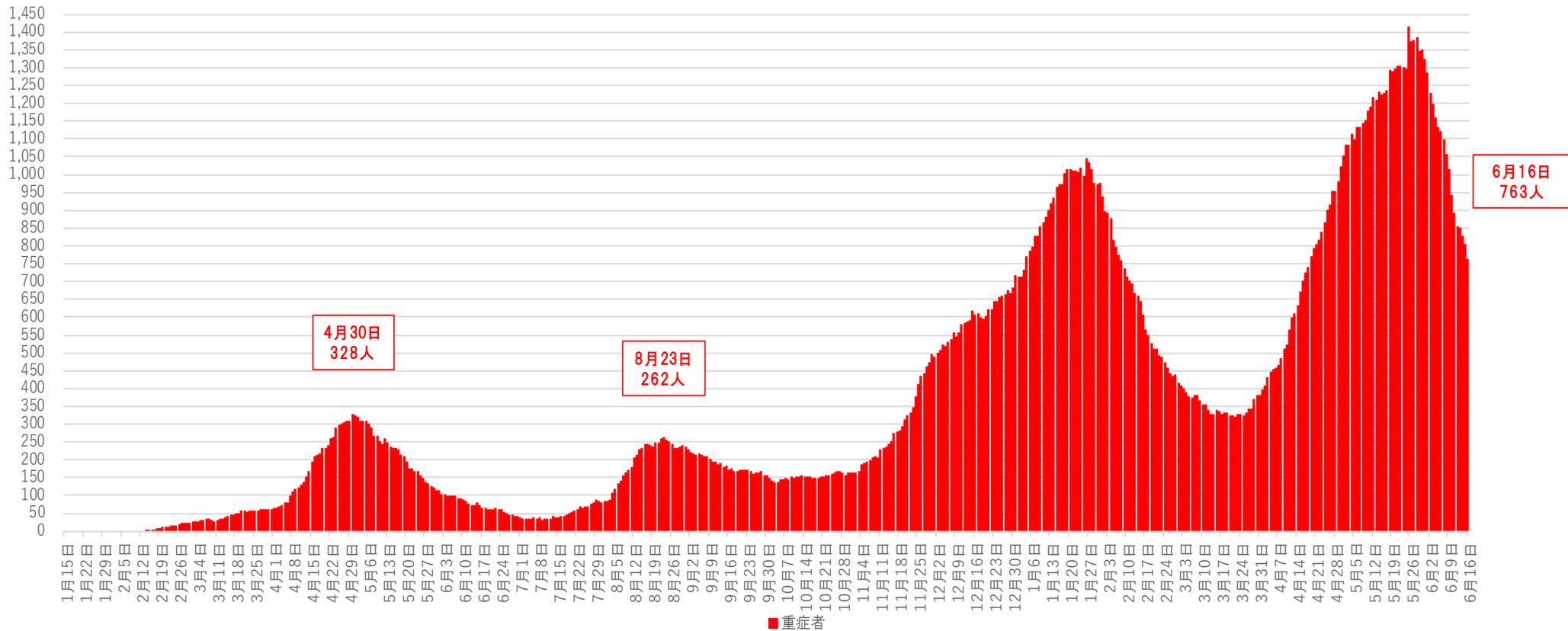
重症者割合（％）



- ※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 重症者割合は、集計方法を変更した令和2年5月8日から算出している。重症者割合は「入院治療等を要する者」に占める重症者の割合。
- ※3 入院治療等を要する者・重症者と新規陽性者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。
- ※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※5 集計方法の主な見直し：令和3年5月19日公表分から沖縄県について、令和3年5月26日公表分から大阪府・京都府について、重症者の定義を従来の自治体独自の基準から国の基準に変更し集計を行った。

# 重症者の推移

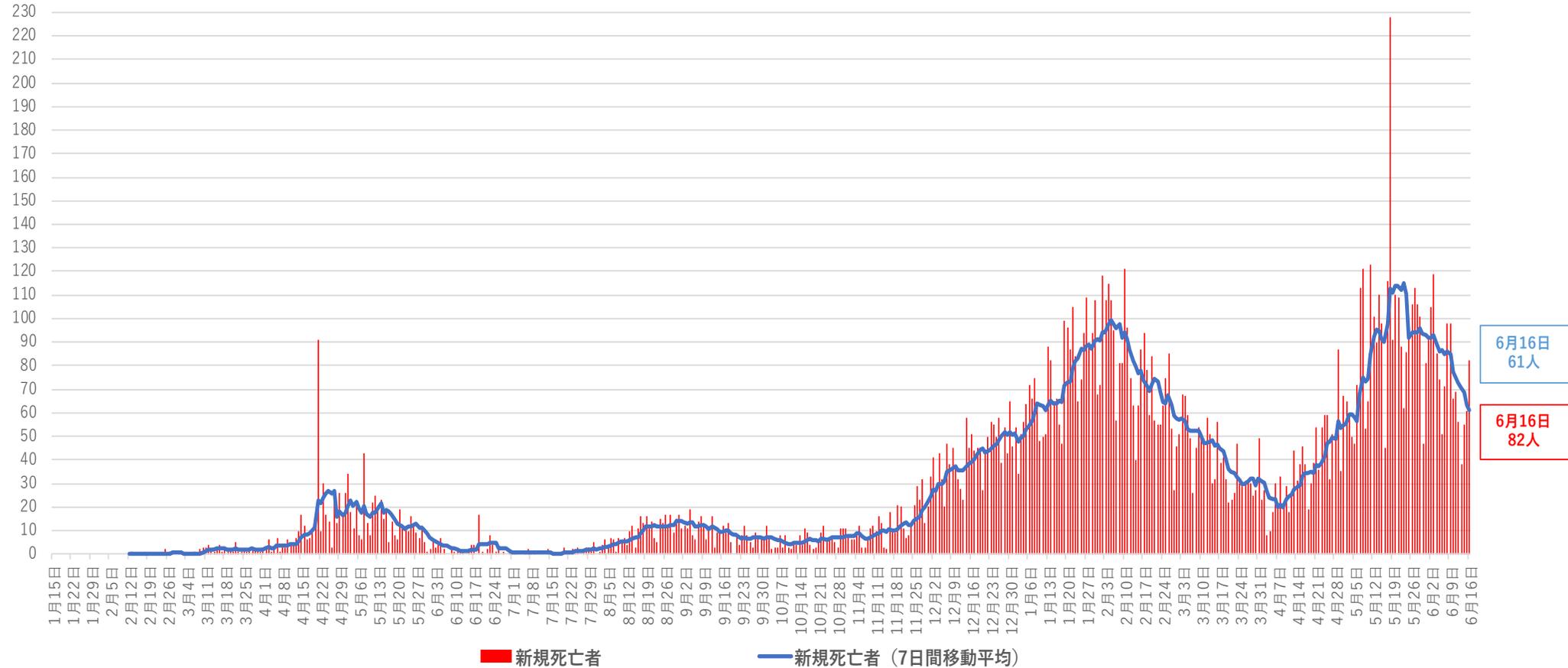
重症者 (人)



- ※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※3 集計方法の主な見直し：令和3年5月19日公表分から沖縄県について、令和3年5月26日公表分から大阪府・京都府について、重症者の定義を従来の自治体独自の基準から国の基準に変更し集計を行った。

# 新規死亡者の推移

新規死亡者（人）



※ チャーター便を除く国内事例。令和2年4月21日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

## <感染状況について>

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日別では、減少が続いており、直近の1週間では10万人あたり約9となっている。感染拡大が見られていた地域では減少傾向となっている。しかし、人流の増加が見られ減少速度が鈍化する地域もあり、そうした地域では、今後リバウンドが懸念される。
- ・ 新規感染者数の減少に伴い、重症者数も減少が続いており、死亡者数も減少に転じている。  
実効再生産数：全国的には、低下傾向で、直近（5/30時点）で0.78と1を下回る水準が継続。

## <感染状況の分析【地域の動向等】> ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値。

### ① 沖縄

- ・ 新規感染者数は約62と依然として非常に高い水準であるが、減少が継続している。20-30代が中心だが、未成年の割合も高くなっている。病床使用率は高水準となっているが、新規感染者数の減少に伴い、自宅療養や入院等調整中は減少に転じ、入院率は上昇している。また、19才以下の感染者数増加により学校が休校となった。緊急事態措置開始後、夜間滞留人口・昼間滞留人口ともに減少が続いており、今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、こうした傾向が継続するか注視が必要。

### ② 北海道

- ・ 新規感染者数は減少が続き、約17。感染の中心である札幌市でも減少が見られるものの、約29とより高い水準。今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、減少が続いていた夜間滞留人口が増加に転じており、新規感染者数の減少傾向が継続するか注視が必要。札幌では病床使用率が高い状況。

### ③ 関西圏

- ・ 大阪、兵庫、京都では、新規感染者数の減少傾向が続き、それぞれ約9、5、8。新規感染者数の減少に伴い、入院者数、重症者数も減少するなど改善が見られるが、高齢者施設等でのクラスターは継続して発生。大阪では、夜間滞留人口・昼間滞留人口とも増加が見られるが、2回目の宣言中最低値の水準は維持。兵庫も夜間滞留人口は2回目の宣言中最低値より低い水準を維持。京都では直近の1週間は微減。今後も新規感染者の減少が見込まれるが、滞留人口の動向とともに注視が必要。

### ④ 首都圏（1都3県）

- ・ 東京、埼玉、千葉、神奈川では、新規感染者数の減少傾向が続き、それぞれ約19、8、11、14。先週今週比は概ね1以下となっているが、関西圏と比べると高い水準で減少速度が遅い。特に千葉、神奈川では横ばいに近づいている。東京では、夜間滞留人口・昼間滞留人口ともに5週間連続で増加傾向が継続。緊急事態措置開始前の水準まで戻りつつある。埼玉では横ばいだが、千葉、神奈川では夜間滞留人口・昼間滞留人口とも前週より増加。対策への協力が得られにくくなっていることが懸念され、特に、東京でこのまま増加傾向が続くと、リバウンドに向かうことが強く懸念され、警戒が必要。

## <感染状況の分析【地域の動向等】(続き)>

### ⑤中京圏

- ・愛知では、新規感染者数の減少が続き、約12。新規感染者数の減少に伴い、入院者数、重症者数の減少が見られ、病床使用率、重症病床使用率は低下傾向。夜間滞留人口は微増傾向ではあるが、低い水準に抑えられており、今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、こうした傾向が継続するか注視が必要。
- ・岐阜では、新規感染者数の減少傾向が続き、約7。夜間滞留人口・昼間滞留人口は低い水準を維持、今後も新規感染者数の減少が見込まれる。三重では減少傾向が続き、約5。夜間滞留人口の増加傾向が続いており、リバウンドが危惧される。

### ⑥その他の緊急事態措置地域(福岡、岡山、広島)

- ・福岡では、新規感染者数の減少が続いており、約6。新規感染者数の減少に伴い、入院者数、重症者数の減少が見られ、病床使用率、重症病床使用率は低下傾向。夜間滞留人口は、低い水準を維持。今後も、新規感染者数の減少が見込まれるが、こうした傾向が継続するか注視が必要。
- ・岡山、広島では、新規感染者数の減少が続き、それぞれ約3、7。新規感染者数の減少に伴い、入院者数、重症者数の減少が見られ、病床使用率、重症病床使用率は低下傾向、岡山県では、入院率が50%を超えている。両県とも夜間滞留人口は低い水準を維持、今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、新規感染者数の減少傾向が継続するか注視が必要。

### ⑦上記以外の地域

- ・山梨では新規感染者数が約17。クラスターの発生による増加がみられ、その後、減少に転じているが、留意が必要。

## <変異株に関する分析>

- ・B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)の割合が、スクリーニング検査では、全国計で約8割となり、一部の地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定される。また、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)については、報告数が増加しつつある。
- ・併せて、デルタ株等については、海外で置き換わりが進んでいるという報告もあり、また、アルファ株よりも更に感染・伝播性が強い可能性も示唆されており、引き続き、分析を進めていくことが必要。

## <今後の見通しと必要な対策>

- 全国的に新規感染者数の減少傾向が続く可能性があるが、アルファ株及びデルタ株により、これまでより感染拡大が速く進むことが想定されることから、人流の増加の動きに留意が必要。すでに人流が増加傾向に転じた地域もあり、そうした地域では、新規感染者数の下げ止まりや、リバウンドが生じる可能性もある。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置(重点措置)区域では、市民や事業者の協力により、減少傾向が見られており、その効果は着実に現れている。ただし、沖縄では、依然としてステージⅣ相当の新規感染者数が発生している。医療提供体制は、病床使用率が高水準となっている地域もあるが、新規感染者数、療養者数の減少に伴い、全般的に負荷の低下は見られている。
- リバウンドを防止するためにできるだけ新規感染者数を下げることと、下げ止まった場合も上昇の抑制を継続することが求められる。特に、東京では、依然として新規感染者数が15人を超える水準である中で、人流の増加が5週間継続しており、今後、特に若年層から新規感染者数のリバウンドが起こることが強く懸念される。また、今般の感染拡大を踏まえると、こうしたリバウンドを高齢者の感染に繋げないことが重要。
- ワクチンの接種が高齢者中心に進んでおり、高齢者の重症化が抑えられることが期待されるものの、デルタ株への置き換わりが進む可能性もあり、リバウンド後に感染者数の急速な増加が続けば、結果的に重症者数も増加し、医療のひっ迫につながる可能性もある。医療機関にはワクチン接種に伴う負荷もある。こうした点も踏まえ、職域接種なども含めワクチン接種の促進を図るとともに、感染の拡大を抑制するための必要な取組を今後も継続すべきである。
- 緊急事態措置や重点措置を解除していく場合には、これまで解除後速やかに人流の増加やリバウンドが起こった経験も踏まえ、対策の緩和は段階的に進めることが求められる。また、今後強化を含め、機動的な対応が重要。その際には、緊急事態措置及び重点措置の効果の分析も踏まえ、対応を検討していくことが求められる。さらに、各自治体で、地域の専門家の入った会議体などで人流や感染状況・医療提供体制などを分析し、感染拡大の予兆があれば、必要な対策をタイムリーに実施していくことが求められる。
- 一部の地域を除き、従来株からアルファ株へ概ね置き換わったと推定される中で、新たな変異株への対応も強化するため、ウイルスゲノムサーベイランスによる実態把握に重点をおいて対応を行うことが必要。特に、デルタ株等については、ゲノムサーベイランスやL452R変異株スクリーニングにより全国的な監視体制を強化するとともに、地域における検査も強化し、積極的疫学調査等により、感染拡大を可能な限り抑えていくことが必要。また、水際対策についても、引き続き迅速に対応することが必要。
- 感染後に遷延する症状(いわゆる後遺症)に関する研究の中間報告により、わが国においても一部の症状が遷延する場合があることが示されており、引き続き研究を進めるとともに、適時正確な情報を提供していくことが必要。

# 直近の感染状況等（1）

## ○新規感染者数の動向（対人口10万人（人））

## ○検査体制の動向（検査数、陽性者割合）

	5/27～6/2	6/3～6/9	6/10～6/16	5/17～5/23	5/24～5/30	5/31～6/6
全国	17.24人（21,757人）↓	12.25人（15,460人）↓	9.00人（11,351人）↓	595,933件↓ 5.8% ↑	597,295件↑ 4.3% ↓	488,963件↓ 3.6% ↓
北海道	49.01人（2,573人）↓	26.82人（1,408人）↓	14.91人（783人）↓	35,447件↑ 11.8% ↑	28,642件↓ 10.8% ↓	21,926件↓ 8.3% ↓
埼玉	11.22人（825人）↓	9.14人（672人）↓	7.39人（543人）↓	48,913件↓ 2.6% ↓	52,420件↑ 1.7% ↓	50,477件↓ 1.5% ↓
千葉	11.09人（694人）↓	10.99人（688人）↓	11.02人（690人）↑	31,673件↓ 2.7% ↓	31,110件↓ 2.4% ↓	18,032件↓ 3.8% ↑
東京	25.16人（3,503人）↓	20.19人（2,811人）↓	19.34人（2,692人）↓	100,722件↓ 4.5% ↑	87,081件↓ 4.5% ↓	99,050件↑ 3.0% ↓
神奈川	16.24人（1,494人）↓	16.05人（1,476人）↓	14.54人（1,337人）↓	22,046件↓ 8.6% ↑	21,558件↓ 7.5% ↓	20,595件↓ 7.0% ↓
愛知	28.68人（2,166人）↓	19.27人（1,455人）↓	10.58人（799人）↓	23,611件↓ 16.3% ↑	22,715件↓ 11.3% ↓	16,428件↓ 10.2% ↓
京都	12.58人（325人）↓	11.73人（303人）↓	6.89人（178人）↓	10,378件↓ 7.1% ↑	8,034件↓ 4.8% ↓	7,213件↓ 4.2% ↓
大阪	17.30人（1,524人）↓	13.04人（1,149人）↓	8.84人（779人）↓	57,808件↓ 5.1% ↓	62,011件↑ 3.0% ↓	45,396件↓ 2.7% ↓
兵庫	12.79人（699人）↓	8.01人（438人）↓	4.70人（257人）↓	18,097件↓ 7.3% ↓	15,463件↓ 5.3% ↓	14,377件↓ 3.7% ↓
福岡	19.12人（976人）↓	9.70人（495人）↓	5.53人（282人）↓	26,223件↓ 9.5% ↑	19,872件↓ 6.6% ↓	16,536件↓ 3.7% ↓
沖縄	125.33人（1,821人）↑	94.43人（1,372人）↓	58.36人（848人）↓	7,026件↑ 17.4% ↑	9,035件↑ 20.2% ↑	15,708件↑ 10.2% ↓

※ ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

※ 検査数、陽性者割合については、6月11日に集計した数値をもとに算定。

# 直近の感染状況等（2）

## ○入院患者数の動向（入院者数（対受入確保病床数））

	5/25	6/1	6/8
全国	16,581人(47.6%) ↓	14,276人(40.3%) ↓	11,751人(33.0%) ↓
北海道	1,028人(56.8%) ↑	1,059人(53.5%) ↑	1,028人(51.9%) ↓
埼玉	693人(43.1%) ↓	587人(35.7%) ↓	493人(30.0%) ↓
千葉	416人(30.6%) ↓	340人(25.0%) ↓	345人(27.3%) ↑
東京	2,241人(37.1%) ↓	1,899人(31.4%) ↓	1,592人(26.3%) ↓
神奈川	599人(33.5%) ↑	565人(31.6%) ↓	542人(30.3%) ↓
愛知	1,043人(68.8%) ↑	946人(62.4%) ↓	853人(56.3%) ↓
京都	274人(58.4%) ↓	211人(42.4%) ↓	192人(38.6%) ↓
大阪	1,776人(66.5%) ↓	1,410人(52.6%) ↓	1,067人(39.6%) ↓
兵庫	723人(60.3%) ↓	597人(51.9%) ↓	452人(39.3%) ↓
福岡	948人(73.0%) ↑	905人(67.2%) ↓	753人(55.0%) ↓
沖縄	441人(75.4%) ↓	608人(99.7%) ↑	623人(88.7%) ↑

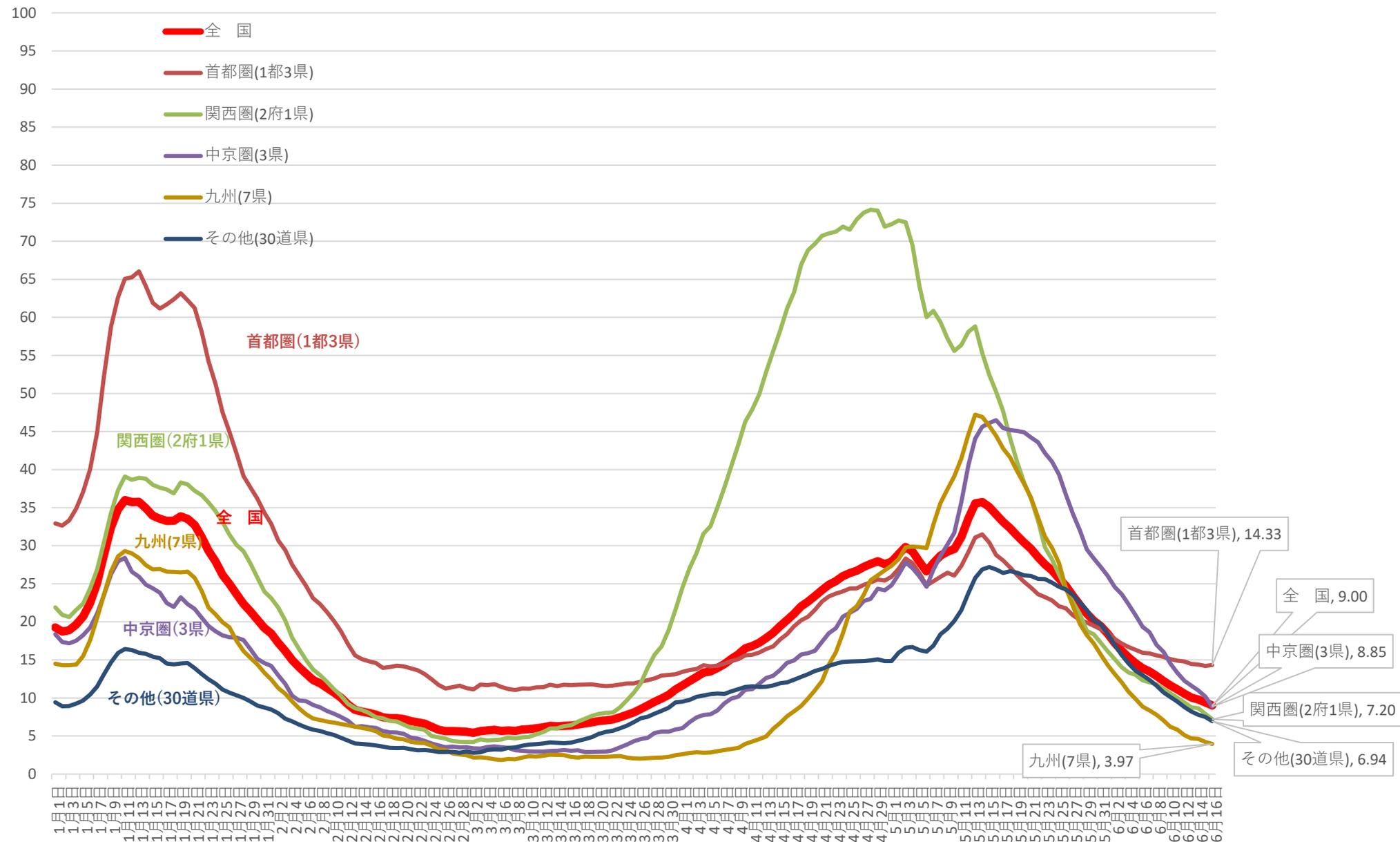
## ○重症者数の動向（入院者数（対受入確保病床数））

	5/25	6/1	6/8
全国	1,843人(36.0%) ↑	1,643人(34.0%) ↓	1,359人(28.0%) ↓
北海道	60人(37.0%) ↑	56人(38.6%) ↓	39人(26.9%) ↓
埼玉	51人(25.5%) ↓	44人(27.0%) ↓	40人(24.5%) ↓
千葉	26人(14.4%) ↑	17人(18.1%) ↓	21人(20.8%) ↑
東京	535人(44.3%) ↑	504人(41.8%) ↓	424人(35.1%) ↓
神奈川	75人(37.7%) ↑	66人(33.2%) ↓	60人(30.2%) ↓
愛知	90人(61.6%) ↑	95人(65.1%) ↑	92人(63.0%) ↓
京都	32人(37.2%) ↓	24人(27.9%) ↓	19人(22.1%) ↓
大阪	413人(52.6%) ↓	317人(40.0%) ↓	251人(31.3%) ↓
兵庫	91人(70.0%) ↓	90人(66.2%) ↓	66人(48.5%) ↓
福岡	80人(46.5%) ↓	75人(43.6%) ↓	54人(28.9%) ↓
沖縄	64人(98.5%) ↑	88人(86.3%) ↑	80人(81.6%) ↓

※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。  
 ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

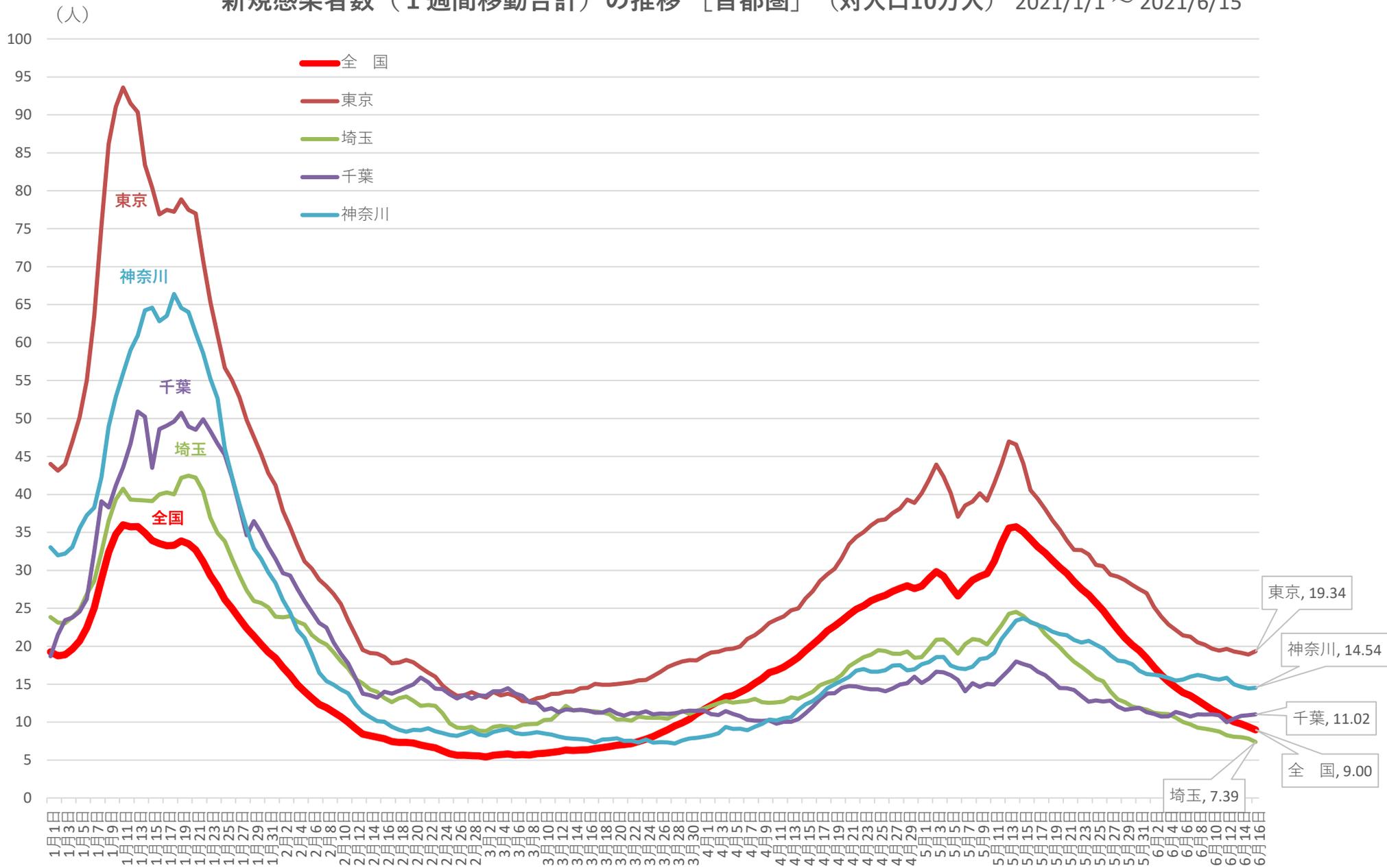
# 新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [圏域ごと]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/6/15

(人)



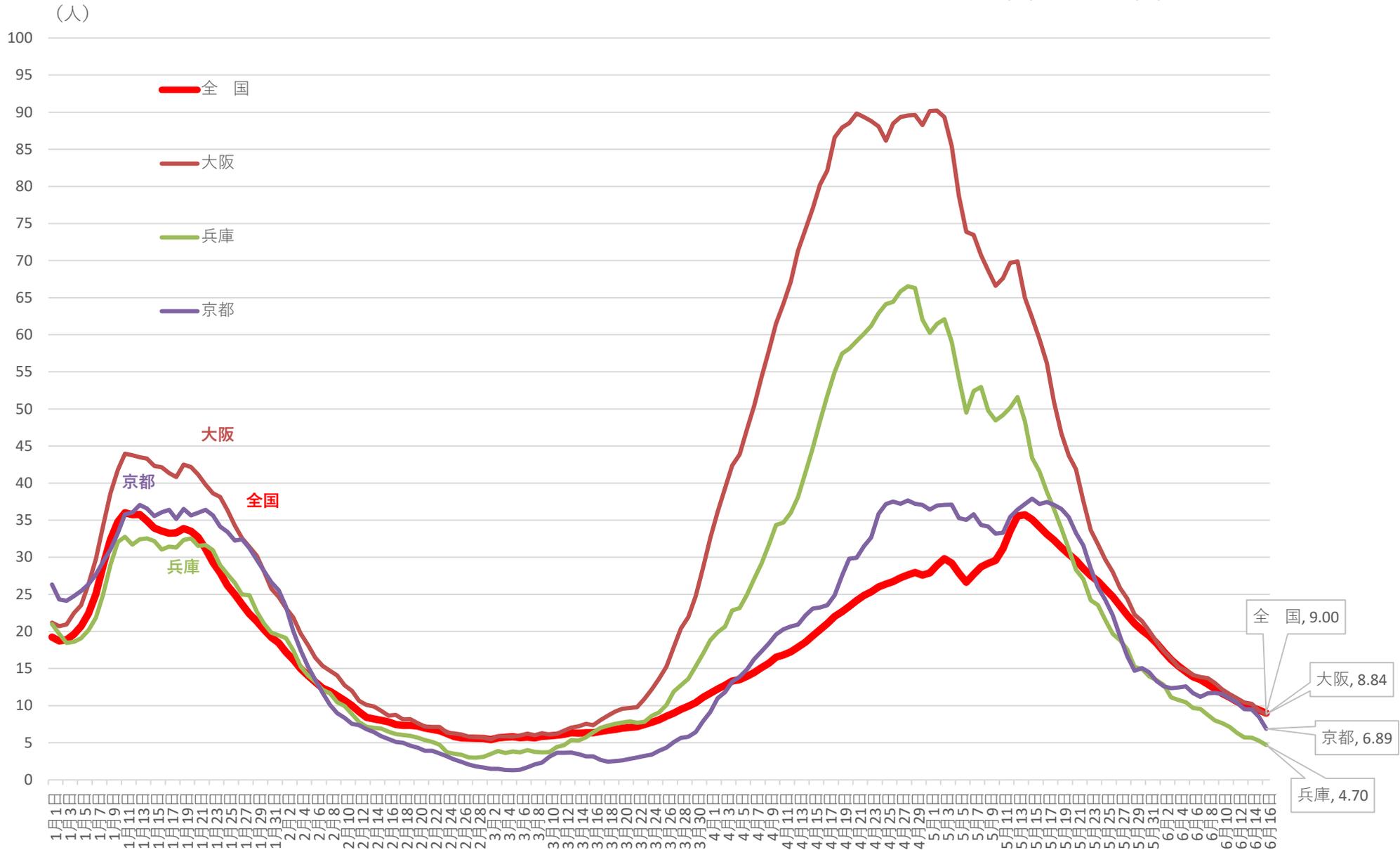
※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

# 新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [首都圏]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/6/15



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

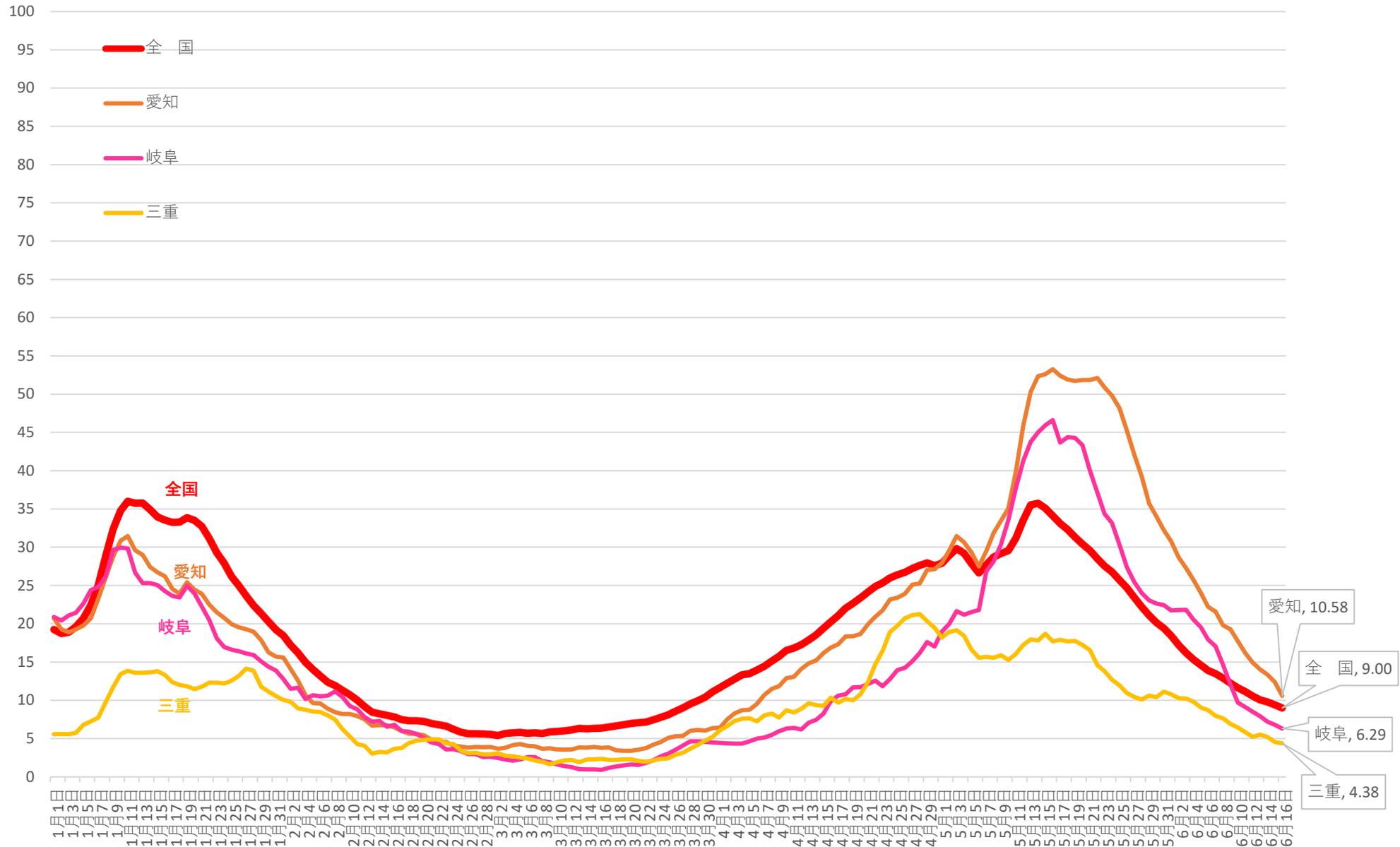
# 新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [近畿]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/6/15



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

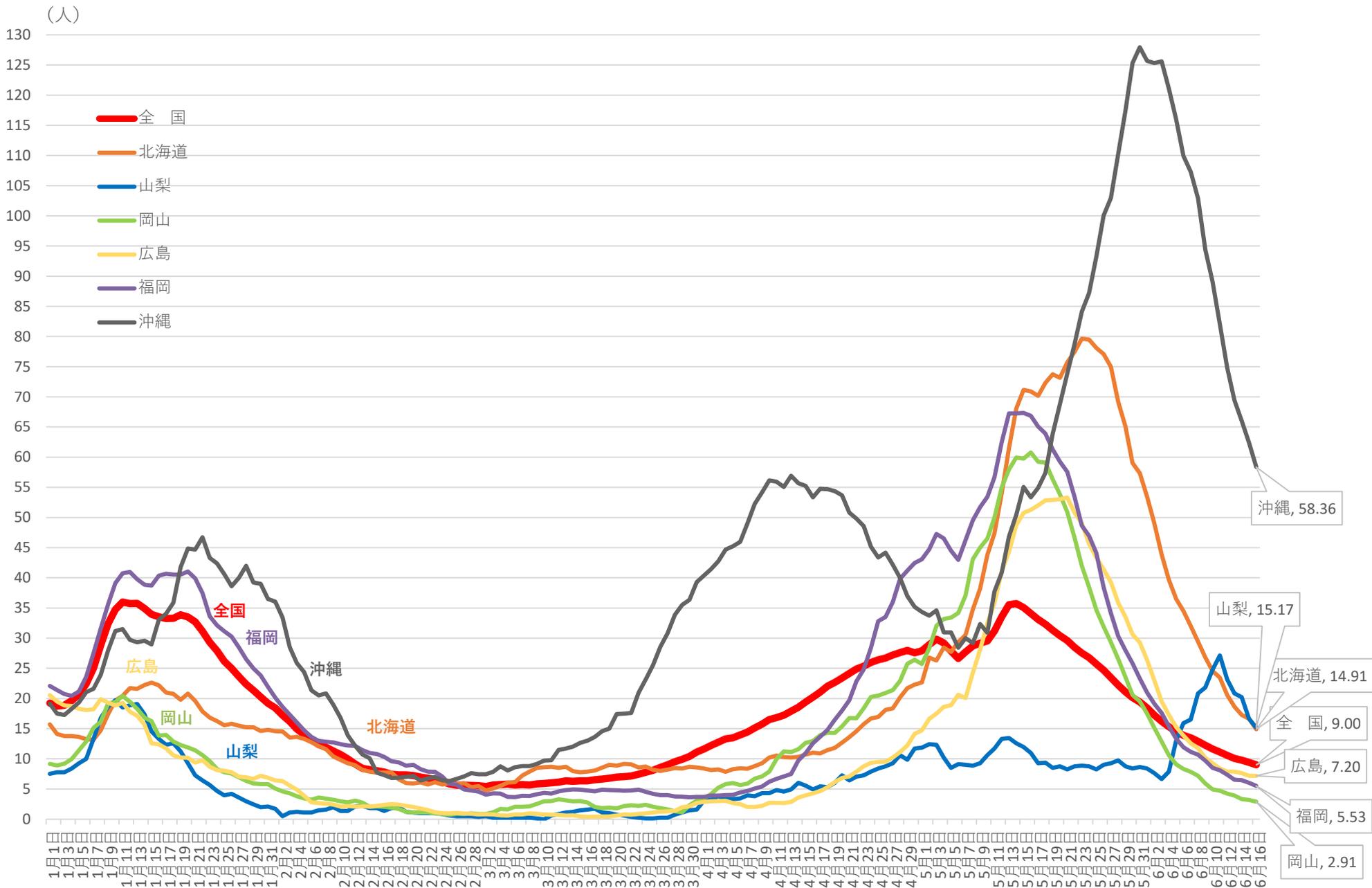
# 新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [中京]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/6/15

(人)



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [その他]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/6/15



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

# ワクチン接種に係る支援策について（1）

○ ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。(①～③)

○ 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)

## 【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円（令和2年度三次補正）

### <概要>

【当面継続】

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算  
(時間外：+730円、休日：+2,130円)



## 【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円（令和2年度三次補正等）

### <概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



# ワクチン接種に係る支援策について (2)

## 【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



### ◆ 個別接種促進のための追加支援策(①~③)

個別接種

#### ①「診療所」における接種回数の底上げ

【当面継続】

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

#### ②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

【当面継続】

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

#### 都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施(使用料及び賃借料、備品購入費等)

#### 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
  - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
  - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

#### ③「病院」における接種体制の強化

【当面継続】

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

### ◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

- 医療提供体制の整備については、3月24日に事務連絡を発出し、都道府県に対し、4月中の緊急的な患者対応方針の作成、5月中の病床・宿泊療養施設確保計画の見直しを依頼。今般、病床の効率的な活用や目詰まり防止等の対応を含め、取りまとめ。
- 今後、各都道府県において、引き続き、これらの取組を着実に進めるとともに、国においても、都道府県の感染症対応状況を確認しながら、引き続き、医療提供体制の確保のために必要な支援等を実施。

## 病床・宿泊療養施設の更なる確保

① 新たな病床・宿泊療養施設確保計画(全国)では、最終フェーズで

- ・ 確保病床数が**35,196床**（+4,825床）  
（うち重症者用確保病床数が**4,366床**（+127床））
- ・ 確保居室数が**38,159室**（+7,874室）  
となった。（括弧内は事務連絡発出直前(3/17時点）からの増加分）

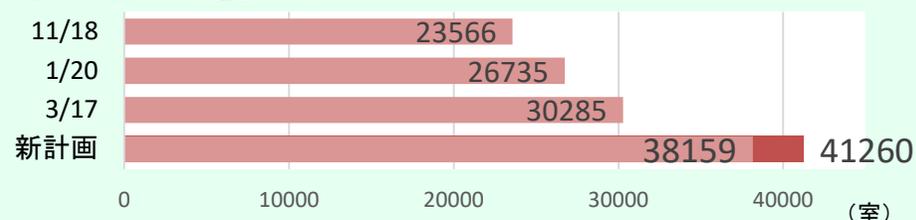
② さらに、感染者急増時の緊急的な患者対応方針に基づく対応段階では、

- ・ 病床は**37,827床**（①から更に+2,631床）  
（うち重症者用病床は**4,652床**（+286床））
- ・ 居室は**41,260床**（+3,101室）  
の確保が予定されている。

確保病床数の推移(全国)



確保居室数の推移(全国)



■ : 最終フェーズにおける確保数  
■ : 感染者急増時の緊急的な患者対応方針に基づく確保予定数

## 医療体制の機能強化（コロナ病床の効率的利用等）

これまでの感染症対応を通じて明らかとなった課題を踏まえ、地域の医療関係者等と協議の上、対応の見直しを実施。

【課題1】「確保病床」とされていたが、感染が急拡大する中ですぐにはコロナ患者を受け入れられない病床が存在。

⇒ **医療機関との書面合意等により、実効的に病床を確保**

【課題2】医療機関の役割分担が不十分で、病床の効率的な運用が困難な地域が発生。

⇒ **入院基準の明確化(※)や回復患者の転院先確保など、地域内の医療機関間の役割分担を徹底**

※例:原則入院とする年齢を、感染者増加時は65歳以上から75歳以上に引上げ

【課題3】感染拡大が想定を上回り、入院調整が一時的に困難になるなど医療提供体制が大幅にひっ迫する地域が発生。

⇒ **感染者急増時の緊急的な対応方針を地域で協議、策定**

【課題4】感染拡大時の宿泊療養の活用が十分でない、宿泊・自宅療養の健康管理体制の取組が地域によって途上の状況。

⇒ **宿泊療養施設の稼働率の向上、宿泊・自宅療養の健康管理体制の強化（訪問診療・オンライン診療体制の確保、パルスオキシメーターの追加確保等）**

【課題5】病床だけではなく、入院調整など、患者対応の各ポイントに目詰まりが発生。

⇒ **チェックポイント(※)に基づく目詰まりのチェック、感染状況のモニタリングを行い、速やかな改善につなげる**

※患者フローの目詰まりのチェック(入院先調整中人数、転退院待機患者数等) 一般医療との両立のチェック(救急搬送困難事案件数等)

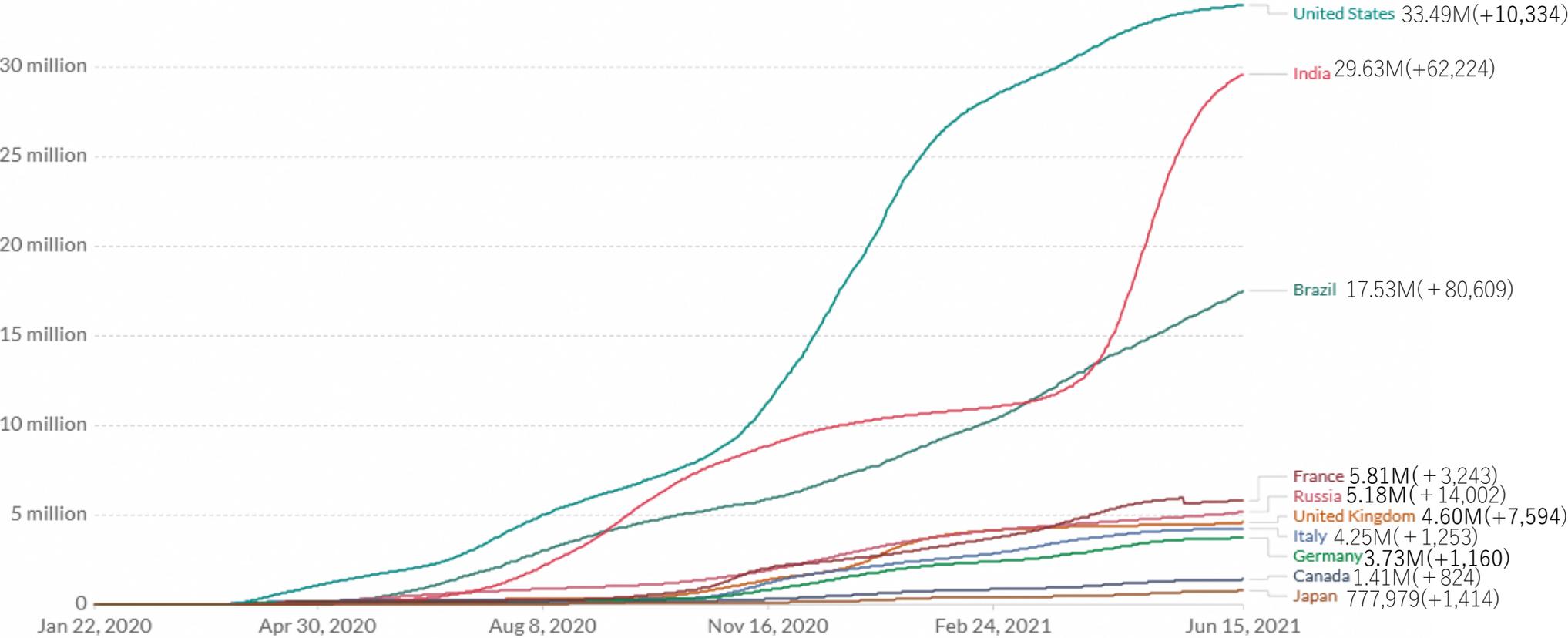
# 各国の直近の感染状況等 (累積感染者数)



## Cumulative confirmed COVID-19 cases

The number of confirmed cases is lower than the number of actual cases; the main reason for that is limited testing.

LINER LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

CC BY

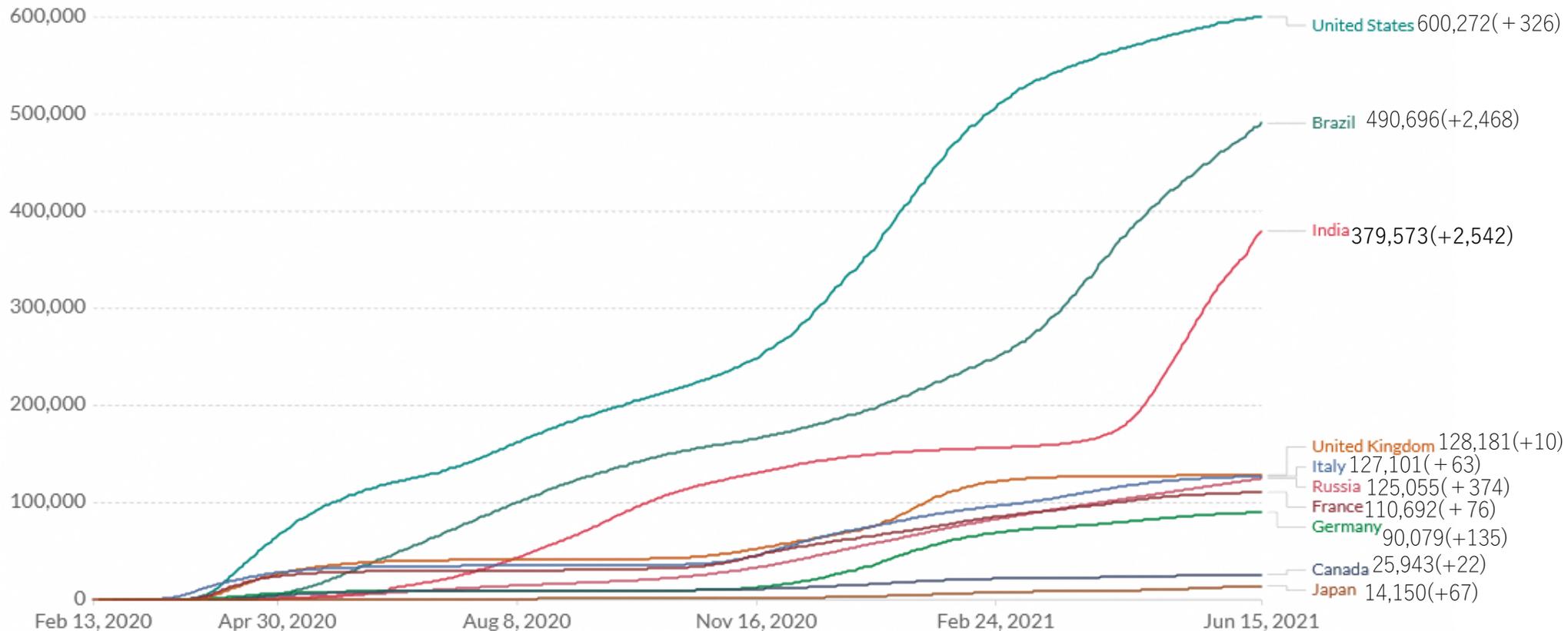
# 各国の直近の感染状況等 (累積死亡者数)

Our World  
in Data

## Cumulative confirmed COVID-19 deaths

Limited testing and challenges in the attribution of the cause of death means that the number of confirmed deaths may not be an accurate count of the true number of deaths from COVID-19.

LINER LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

CC BY

## 1. 飲食対策の徹底・人流抑制

- 緊急事態措置区域においては、酒類提供する飲食店に対する休業要請を含め、これまでの取組を継続・徹底
- まん延防止等重点措置区域においては、以下の取組を実施
  - ・ 飲食店に対し20時までの時短要請を行い、徹底を図る
  - ・ 酒類提供は、一定の要件（※）を満たした店舗において19時まで提供可。ただし、感染状況に応じ、知事の判断でさらに制限を行うことができる
    - ※いわゆる4項目（アクリル板等+換気+消毒+マスク会食）の感染防止策等
  - ・ 飲食店における感染防止策の第三者認証の普及と適用店舗の拡大に努める
  - ・ 協力飲食店等への協力金支給の迅速化促進
  - ・ 催物・イベントの収容率及び人数上限
    - 収容率：大声なし100%/大声あり50%
    - 人数上限：まん延防止等重点措置区域である都道府県は5000人  
解除後1か月間の地域は10,000人 等

## 2. ワクチン接種の円滑化・加速化

現在、我が国ではファイザー社及びモデルナ社のワクチンの接種が進められているが、両社だけで本年9月までに合計で2.2億回（1.1億人分）の供給を受けることとなっている。

ワクチン接種に関して、10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指す。

- 高齢者へのワクチン接種の推進
  - ・ 6月最終週までに、高齢者約3600万人2回分のファイザー社ワクチンの配布を完了
  - ・ 希望する高齢者に対する接種の終了時期の見込みについて、全ての自治体が7月末までと回答(6月16日時点)
  - ・ モデルナ社ワクチンの承認に伴い、大規模接種会場における接種も含め、高齢者向け接種を更に強力に促進

## 2. ワクチン接種の円滑化・加速化（続き）

- 青壮年層へのワクチン接種の推進
  - ・ 都道府県等の大型接種会場の設置を引き続き推進するとともに、自治体による一般住民への接種券配送を促し、青壮年層への接種にも活用
  - ・ 医療従事者や会場等は企業等が自ら確保した上で、職域（大学等を含む）による接種を実施。大企業においては、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行うよう働きかけるとともに、中小企業においては、業界団体等で共同で接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等を実施
- 地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種の推進  
歓楽街を抱える自治体等と連携し、接待を伴う飲食店など、企業における接種が行われることが想定されにくく、従業員が地域の接種にもつながりにくいと考えられる業種に着目した接種会場の設置を支援
- 接種会場における医療従事者の確保  
歯科医師等の接種会場での活用が可能となったこと等も踏まえ、接種会場での医療従事者の確保に向けた取組を引き続き推進

## 3. 検査・サーベイランスの強化

<検査の拡充による学校、職場等クラスターの多様化対策>

- 医療機関、高齢者施設、大学、高校等に対して、都道府県や大学等の希望を踏まえ、必要な抗原簡易キットを6月以降順次配布。健康観察アプリも活用し、軽症状者に速やかに検査
- 職場において、健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進
- 高齢者施設等の集中的検査について、当面継続することとし、そのあり方について、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえつつ検討
- 陽性が確認された場合の周囲の者への迅速な行政検査の実施によるクラスター大規模化の防止、高齢者施設等で陽性者が見つかった場合の支援体制の構築

### 3. 検査・サーベイランスの強化（続き）

＜検査の拡充による学校、職場等クラスターの多様化対策（続き）＞

- 検査体制整備計画に基づき、PCR検査能力の向上等を目指し、設備増強、民間検査機関や診療・検査医療機関との協力等
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促し、地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、遠隔地からの帰省・旅行等について、感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を促進
- 航空会社・旅行会社に対し、地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、旅行に際して事前のPCR等検査が勧奨されている旨や旅行者が利用可能な検査機会について、旅行者への周知・情報提供の協力を依頼

＜サーベイランスの強化＞

- ICT技術を駆使した疫学情報の迅速な分析
  - ・ 改正感染症法に基づく積極的疫学調査の結果等の自治体間の情報連携の徹底を要請
  - ・ ハーシスによる 自治体間の一元的な情報共有・分析を引き続き支援
  - ・ QRコードを活用した自治体独自の取組を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討。
- 下水サーベイランスの体制整備
  - ・ 国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速  
（国土交通省の検討会で自治体や大学等と連携して下水道のウイルス濃度の測定の在り方について検討）

## 4. 水際対策を含む変異株対策

### <水際対策・検査体制等の強化>

- B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）への水際対策の強化（10日間の施設待機等や在留資格保持者の再入国拒否の対象国・地域及び入国者数制限についての検討を継続）
- 民間検査機関や大学等と連携したゲノム解析や変異株PCR検査による国内監視体制の強化。変異株事例に対する積極的疫学調査や検査の徹底

### <科学技術を活用した対策の推進>

- 二酸化炭素濃度測定器等を活用した換気の徹底
  - ・ 感染防止策の徹底に係る二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援
  - ・ ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知

### <変異株への対応のために求められる行動様式の周知>

- 変異株に対応するため、基本的な感染対策をこれまで以上に徹底すること（密閉・密集・密接の一つだけでも集団感染リスクは高まること、すき間なく正しくマスクを着用すること、おしゃべりは短くすること等）について、動画、ポスター等を作成し、テレビCM、SNS、ホームページ等を通じて国民向けに周知
- 国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、ワクチン接種後も、マスクの着用などの感染対策を継続する必要があることについて、ポスターやホームページ等で周知

## 5. 医療提供体制等の一層の確保

- 病床・宿泊療養施設確保計画に基づく、実効的な医療提供体制の確保の推進
- 診療所の役割強化（感染症対応能力の向上、宿泊療養・自宅療養患者への関与拡大）
- 公的病院等でのコロナ対応の一層の取り組み、緊急的な看護師派遣、都道府県域を超えた重症患者の広域移送など、災害医療ととらえた都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援の更なる強化
- 保健所の機能強化（感染状況に応じた保健所業務の重点化、情報管理等のデジタル化の向上、地域のネットワークと連携したIHEATの活用等）に対する政府の支援の更なる強化

## 1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

### ① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：
  - 中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）
  - 大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）
  - それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）
- ※1 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき区域については、宣言解除まで3万円を4万円とする。
- ※2 ただし、1日2万円とすることも可。
- （注1）要請期間後速やかに協力金の申請受付を開始するなど協力金支給事務のさらなる迅速化を地方自治体へ要請
- （注2）緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を充実。
- ・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※3）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※4）
  - ※3 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。
  - ※4 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。
- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援
  - キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）
  - J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】
- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【3月8日申請受付開始】（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・ 本年4～7月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）
- ・ 地域観光事業支援（後述）における追加措置：都道府県による前売り宿泊券等の発行、宿泊事業者による感染防止対策等への支援の新設（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）

- ・感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
  - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【5月26日2次公募申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
  - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【7月まで】

## ② 企業の資金繰り支援等

- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
  - 公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
  - ※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面年末まで継続。
- ・日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）】
  - ※ 7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
  - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
  - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

## ③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
  - 5～8月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
  - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
  - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
  - 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）
  - 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月→半月程度）等
  - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

#### ④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
  - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
  - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を8月末まで継続
  - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
  - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入するとともに住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（9月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
  - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
  - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
  - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出。5月14日に追加の支援策の周知、5月25日に情報発信や相談対応について改めて要請。】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

#### ⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

(2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】

(3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約4兆円）により機動的に対応。

## 2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

### ① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【5月26日2次公募申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

### ② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

### ③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
  - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
  - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
  - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）【3月26日公表、4月1日以降、準備が整った都道府県から順次実施】  
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む））（2,300億円）及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）

### ④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

### ⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

第31回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年6月18日（金）

午後5時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置及び協力要請等について
- (3) 感染拡大の抑え込みに向けた取組について
- (4) その他

3 閉 会

# 新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年6月18日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

# 千葉県 の 感染状況等 [6月17日時点]

項目	本日の数値 (6月17日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
<b>1 感染の状況</b>			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	101.4 人	—	—
(2)直近1週間と先週1週間の比較	1.03	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	11.34人	15人／10万人 ／週以上	25人／10万人 ／週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	12.3% (87 / 710)	—	—
(5)感染経路不明率	57.6% (409 / 710)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	3.99% (6月14日 時点)	5%以上	10%以上
<b>2 医療提供体制の負荷</b>			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	24.6% (313 / 1273)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数／療養者数) (注2)	34.1% (313 / 919)	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	19.8% (20 / 101)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	14.68人	20人／10万人 以上	30人／10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	22.3% (226 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

# 千葉県 の 感染状況等 の 推移 [ 6 月 1 7 日 時点 ]

項目	4/22	4/29	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17
新規感染者数 (直近7日間平均)	131.4	135.1	139.0	150.7	129.6	114.3	95.9	98.6	101.4
直近1週間と先週1週間の比較	1.31	1.03	1.03	1.09	0.86	0.88	0.84	1.03	1.03
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	14.70	15.11	15.55	16.86	14.49	12.78	10.72	11.02	11.34
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	21.3%	17.8%	18.2%	17.4%	17.5%	14.5%	11.5%	13.5%	12.3%
感染経路不明率	49.9%	57.5%	54.1%	58.5%	53.3%	58.9%	57.5%	56.8%	57.6%
PCR陽性率	5.17%	5.53%	6.52%	4.99%	5.21%	3.76%	4.08%	4.46%	3.99%
	(4/19時点)	(4/26時点)	(5/3時点)	(5/10時点)	(5/17時点)	(5/24時点)	(5/31時点)	(6/7時点)	(6/14時点)
病床のひっ迫具合 (病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	23.8%	26.7%	30.5%	32.6%	32.5%	27.1%	23.2%	27.3%	24.6%
病床のひっ迫具合 (うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	12.0%	20.7%	18.5%	21.3%	25.5%	22.3%	19.1%	18.8%	19.8%
療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数)	19.04	19.43	21.55	22.61	20.61	16.92	14.49	15.16	14.68
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	35.1%	34.0%	32.3%	35.8%	34.7%	31.0%	25.1%	23.9%	22.3%

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

# 新規感染者数（直近7日間平均）

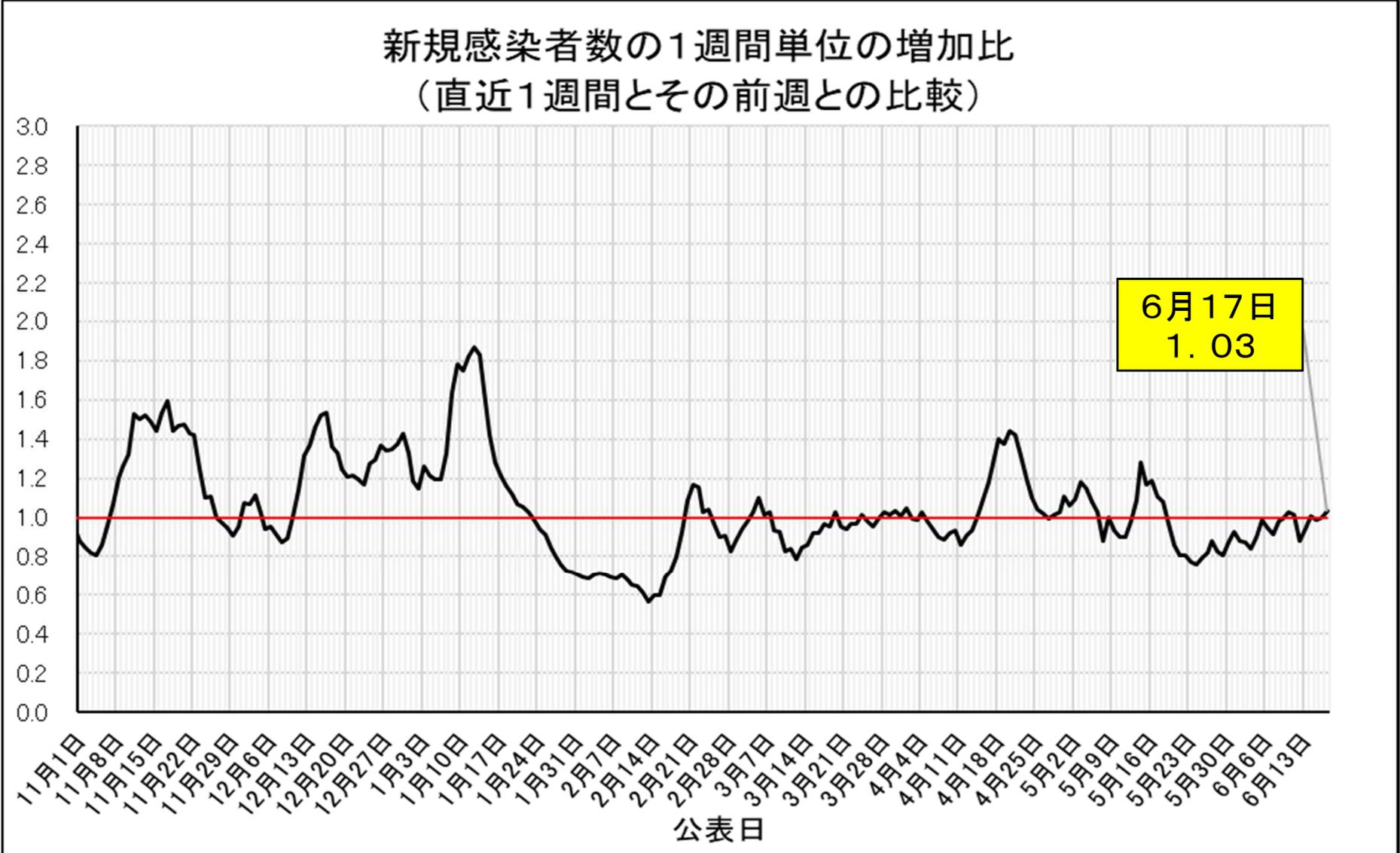
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月以降は100人前後で推移しており、6月17日時点では101.4人となっている。



# 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

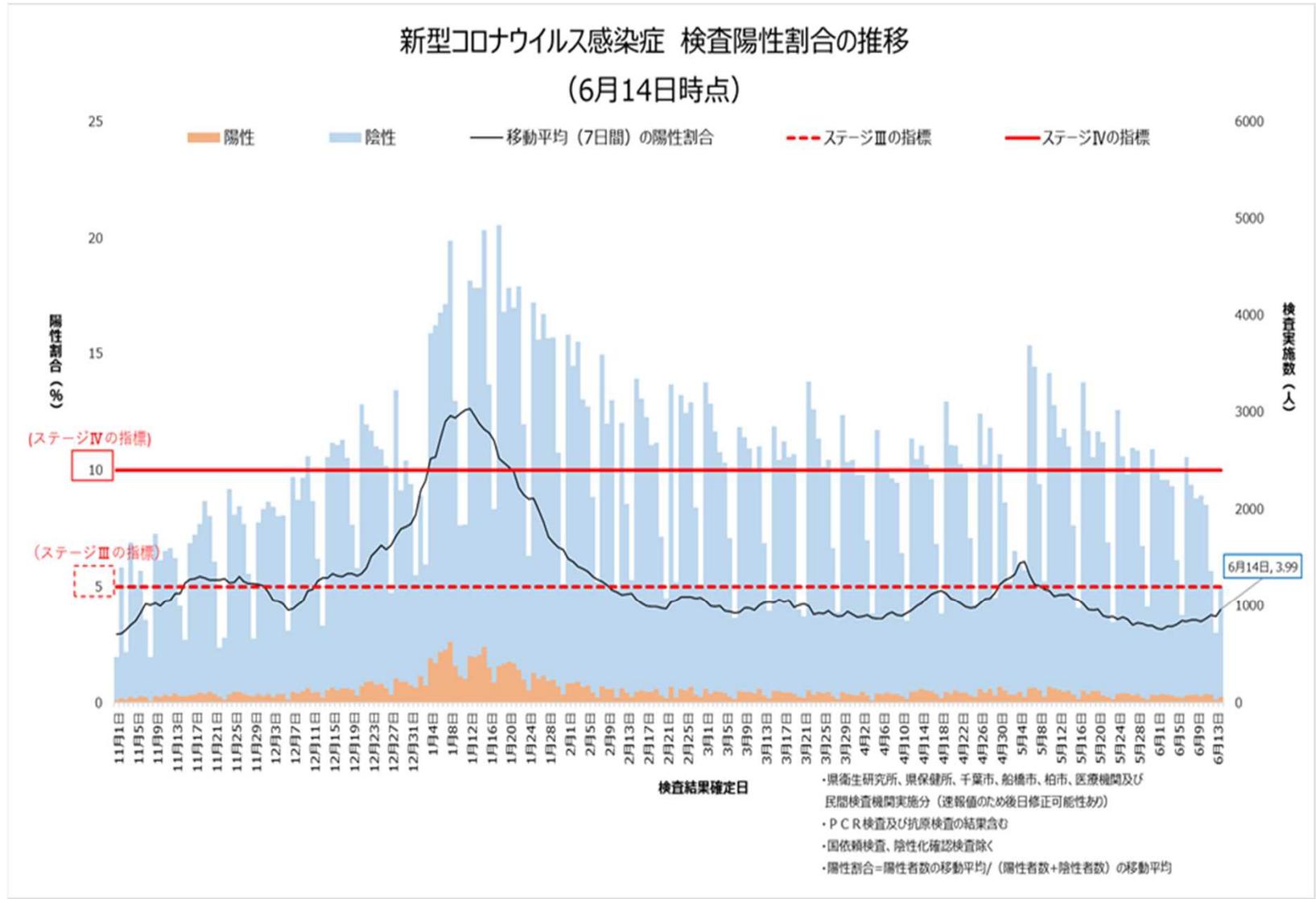
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月中旬から1.0を下回る日が続いたが、6月17日現在は1.03となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



# PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、4月下旬から増加傾向となり、5%を超えた時期があったものの、再び減少し、直近1週間の平均は3.99%となっている。

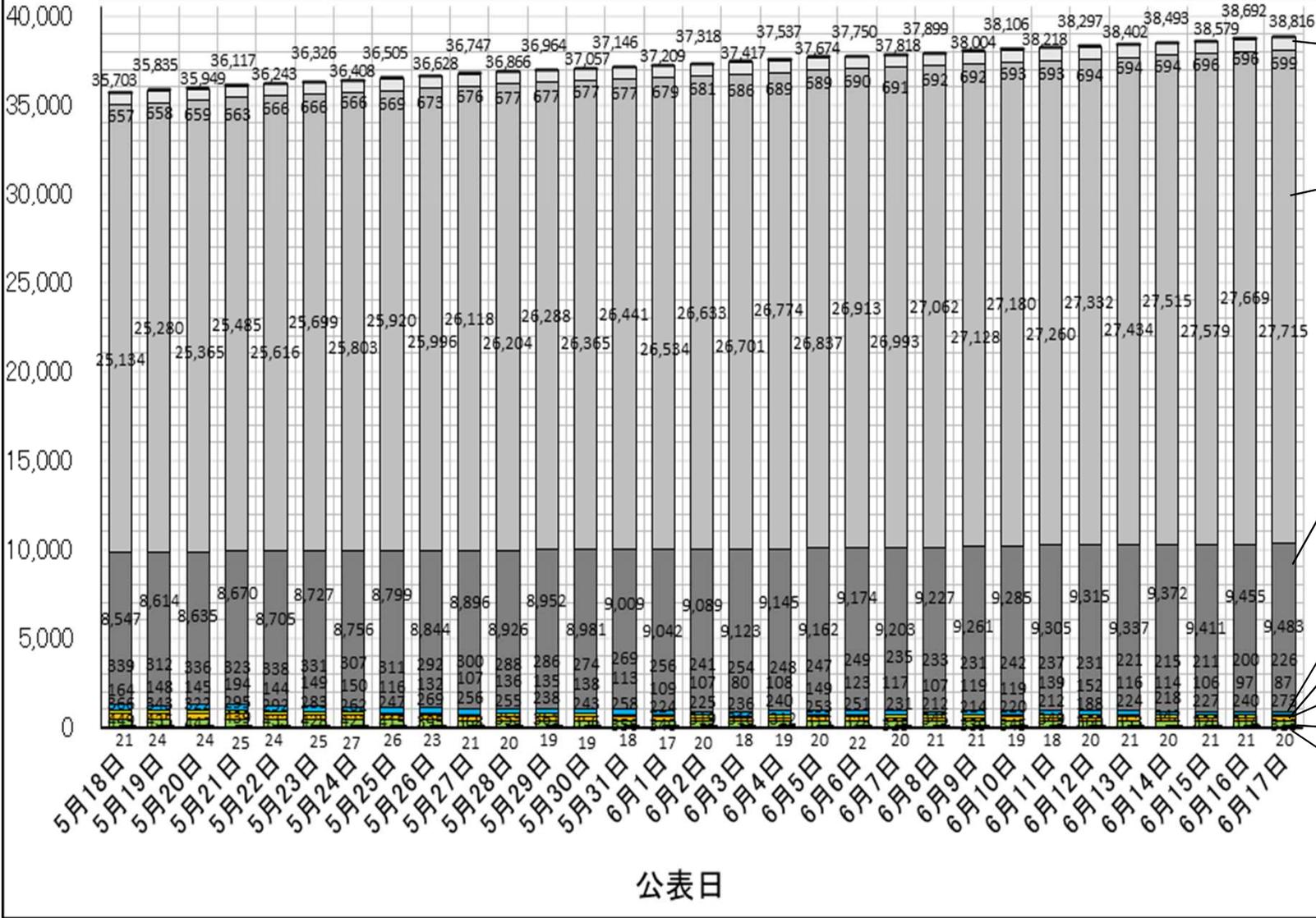


期間	陽性割合
4/20 ～4/26	4.28%
4/27 ～5/3	5.51%
5/4 ～5/10	4.82%
5/11 ～5/17	4.24%
5/18 ～5/24	3.56%
5/25 ～5/31	3.29%
6/1 ～6/7	3.47%
6/8 ～6/14	3.99%

# 感染者の状況別内訳

## 新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)

■ 入院中 ■ 自宅療養 ■ 入院・ホテル療養等調整中 ■ ホテル療養 ■ 施設内療養 ■ 退院 □ 療養解除 □ 死亡 □ その他 ■ 重症



**累積感染者数**  
**38,816名**  
 (6月17日公表時点)

**死亡** 699名

**療養解除** 27,715名

**退院** 9,483名

**療養が必要な方: 919名**

ホテル療養	226名
入院・ホテル療養調整中	87名
自宅療養	273名
入院中 (うち重症)	313名 (20名)
その他 (県内発生届で県外で療養中等)	20名

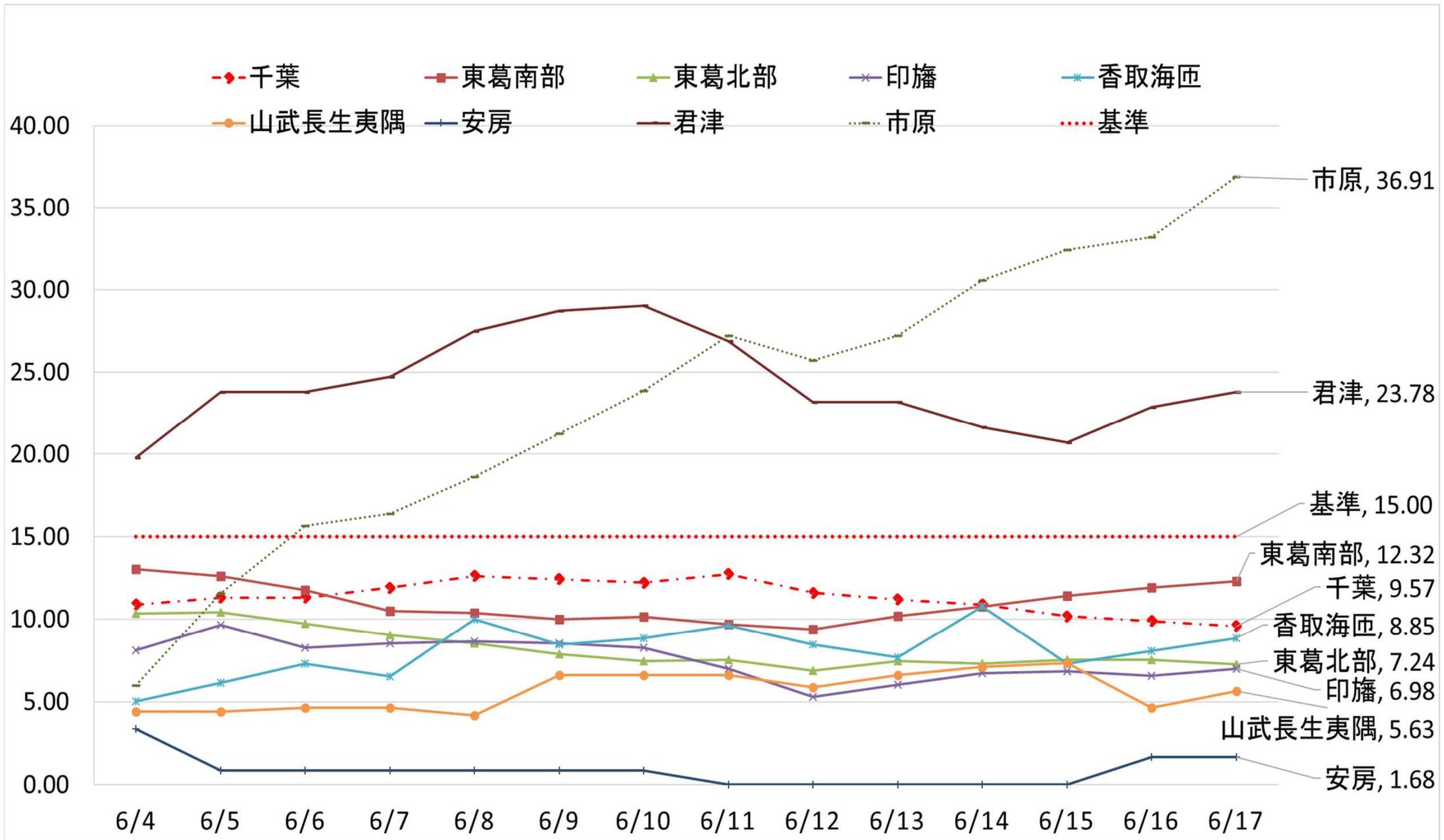
# 新規感染者の公表数（令和3年5月24日～）

( )内は直近7日間の合計  
 [ ]内は直近1週間とその前週との比較

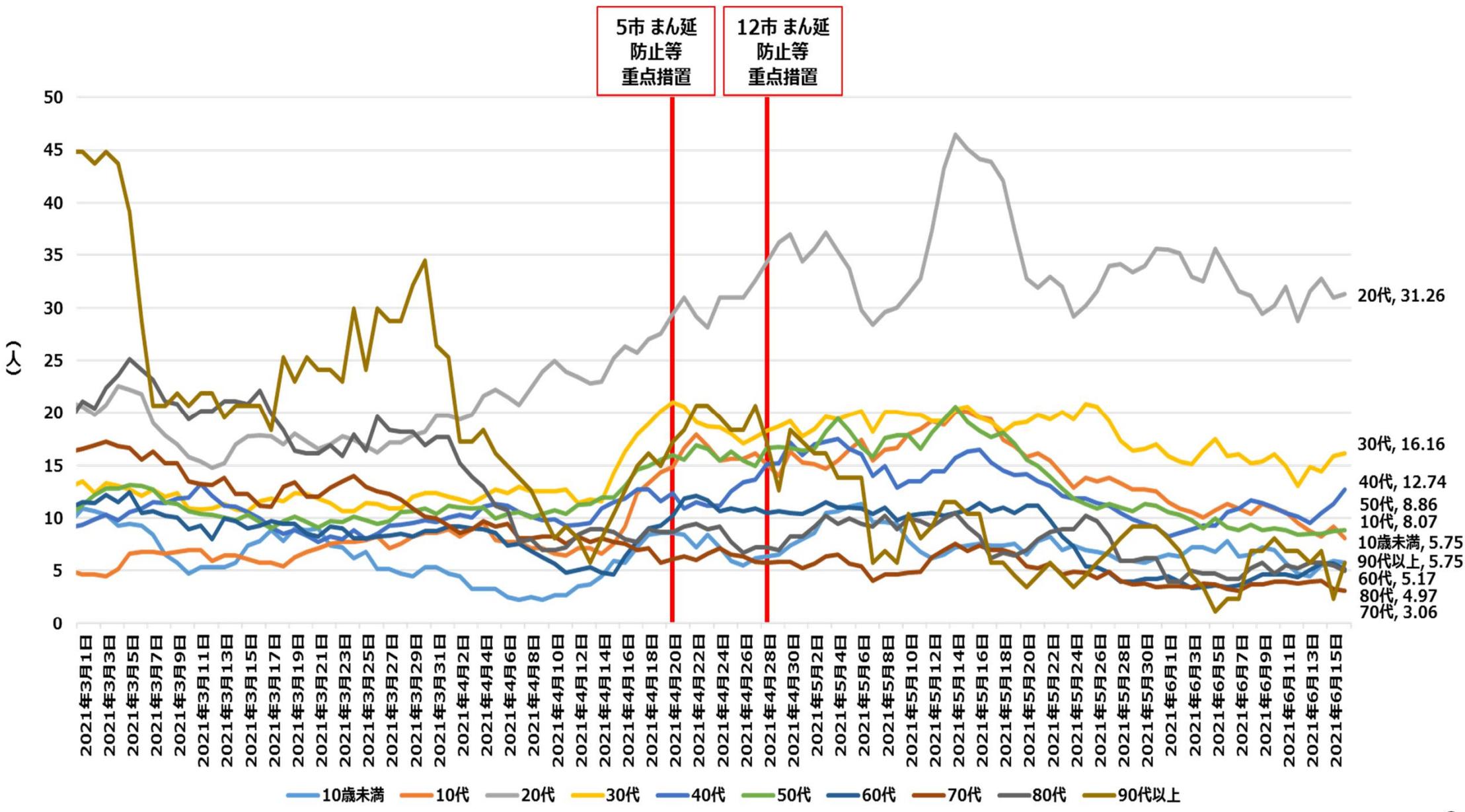
	月	火	水	木	金	土	日
5月	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	82名 (794名)	97名 (802名)	122名 (792名)	119名 (797名)	118名 (747名)	100名 (721名)	93名 (731名)
	[0.76]	[0.79]	[0.82]	[0.88]	[0.82]	[0.81]	[0.87]
6月	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	89名 (738名)	63名 (704名)	109名 (691名)	99名 (671名)	120名 (673名)	137名 (710名)	76名 (693名)
	[0.93]	[0.88]	[0.87]	[0.84]	[0.90]	[0.98]	[0.95]
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	68名 (672名)	81名 (690名)	105名 (686名)	102名 (689名)	112名 (681名)	79名 (623名)	105名 (652名)
	[0.91]	[0.98]	[0.99]	[1.03]	[1.01]	[0.88]	[0.94]
	14日	15日	16日	17日			
91名 (675名)	86名 (680名)	113名 (688名)	124名 (710名)				
[1.00]	[0.99]	[1.00]	[1.03]				

※   赤色は前週と比較して増加  
  青色は前週と比較して減少

# 2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



# 人口10万人あたり 年代別 新規感染者数推移



# 案

令和3年6月18日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年6月17日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

### 2 県における基本的な考え方 《区域の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 感染リスクの高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。  
なお、感染状況等を踏まえ、2週間後を目途に措置区域の見直しの検討を行うこととする。
- ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで 《内容の変更、期間の延長》

#### (1) 県民の皆様へ

##### ① 県内全域【第24条第9項】

##### ○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～都道府県間の移動は極力控える～

不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。

混雑している場所や時間を避けて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

県外において外出・移動自粛の要請がなされている地域への移動は、移動先自治体からの要請内容を確認し慎重に対応してください。

##### ○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03\\_5scenes.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf)

## ○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

## ○ カラオケの利用の際の注意 ～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

## ② 措置区域（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市）

### ○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛 【第31条の6第2項】

措置区域においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

### ○ 飲酒時の注意 【第24条第9項】

飲食店等で飲酒をする際は、入店から退店までの時間を90分以内にしてください。

1グループは2人までにしてください。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】 【留意事項】

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

### 【収容率について】

**期間：令和3年6月21日（月）から8月31日（火）まで**

○ 開催に当たっての収容率については以下のとおりとさせていただきます。

大声なし：100%以内<sup>※1</sup>

大声あり：50%以内<sup>※2</sup>

※1 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※2 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

### 【上限人数について】

**期間：令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで**

・ 5,000人以下

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年6月30日までに開催されるイベントについては、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 令和3年7月1日から7月11日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

**期間：令和3年7月12日（月）から8月11日（水）まで<sup>※</sup>**

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更することがあります。

・ 「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方。

※ 令和3年7月12日から8月11日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

**期間：令和3年8月12日（木）から8月31日（火）まで<sup>※</sup>**

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更することがあります。

○ 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」

※ 令和3年8月12日から8月31日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

### 【開催時間】

期間：令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで※

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがあります。

7月12日以降については、感染状況等を踏まえ、改めて判断します。

- ・ イベントの開催時間は、21時までとしてください。

（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

※ 上記の時間制限の基準は、令和3年6月30日までに開催されるイベントについては、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 令和3年7月1日から8月31日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

## （3）事業者の皆様へ

### ① 県内全域の事業者等の皆様へ

#### 【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大

防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン<sup>※</sup>が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

② 県内の「飲食店<sup>※1</sup>」・「遊興施設<sup>※2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設（飲食店を除く）<sup>※2～6</sup>」の皆様へ

**別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。**

- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。  
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請等の対象から除きます。
- ※3 イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ※4 イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）
- ※5 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
- ※6 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館

県の協力要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②「まん延防止等重点措置区域」内における床面積が1000㎡を超える大規模施設等

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。(6月21日から御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。)

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

#### 4 その他の事項 《変更なし》

① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は9月30日までとされています。

② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

また、全ての宿泊優待券の利用期限は令和3年9月30日チェックアウトまでです。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

## 事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

根拠法令

法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)		措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市) 以外の区域
<p>「飲食店※<sup>1</sup>」・「遊興施設※<sup>2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗</p>	<p><b>法31条の6①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>以下の要件を満たした店舗において、11時から19時まで、酒類の提供を(利用者による酒類の店内持ち込み含む)を行うことができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下表1の◎(「換気の徹底」「座席の間隔の確保(アクリル板等の設置)」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」)の遵守</li> <li>○ 1グループは2人まで</li> <li>○ 酒類提供する場合は入店から退店まで90分以内</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 店舗入口及び店内に、「酒類を注文する場合は2人まで」「入店から退店までは90分以内」である旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場禁止や、90分を超えた方には退場を促してください。</p> <p>・上記の要件を満たさない店舗にあつては、酒類の提供を行わない。</p> <p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>		<p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は「11時から20時まで」とする。</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>
<p>施行令11条施設 (I) イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>劇場、観覧場、演芸場、映画館</li> <li>集会場、公会堂</li> <li>展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール</li> <li>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)</li> </ul> <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど</li> <li>博物館、美術館など(図書館を除く)</li> </ul>	<p>1000㎡超え</p> <p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない(ただし、イベントの開催の場合は21時まで可)</li> </ul> <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p>1000㎡以下</p> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない(ただし、イベントの開催の場合は21時まで可)</li> </ul> <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は「11時から20時まで」とする。</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>
<p>施行令11条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)、</li> <li>運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど</li> <li>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)</li> <li>サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)</li> </ul>	<p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は「11時から20時まで」とする。</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>

施設の種別（国の通知による区分）	県内全域
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅰ）幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅱ）図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3（3）事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

※ 施行令 11 条施設（Ⅰ）イベント関連施設等、（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※ 1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※ 2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表 1 感染防止対策について（◎については、酒類提供の必須条件です。）

<p>◎ 徹底した換気を行ってください。</p> <p>※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。</p> <p>※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。</p> <p>◎ 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。</p> <p>※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。</p> <p>◎ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。</p> <p>◎ 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。</p> <p>○ マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。</p> <p>○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いいたします。</p> <p>○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。</p> <p>○ 事業所の消毒をお願いします。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 協力金の申請要件として、「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」の4項目について、チェックリストを作成し保管をお願いします。チェックリストは千葉県ホームページに掲載しています。

下表 2 人数管理・人数制限等の例示

<p>○ 施設全体での措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う</li> <li>・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う</li> </ul> <p>○ 売場別の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う</li> <li>・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う</li> <li>・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 案

## 県有施設の利用制限について

令和3年6月18日  
総務部

令和3年6月18日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限を実施します。

### 1 利用制限を実施する施設

#### (1) 重点措置区域内（19施設）

千葉県文化会館、幕張メッセ国際展示場、かずさアカデミアホール

など

#### (2) 重点措置区域外（15施設）

南総文化ホール、東葛テクノプラザ、福祉ふれあいプラザ、房総のむら

など

### 2 利用制限に変更があった施設

#### (1) 利用時間が20時までに変更

かずさアカデミアホール（会議室）、富津公園（屋内施設、野外劇場）

#### (2) 利用時間が21時までに変更

東葛テクノプラザ（会議室）、柏の葉公園（時間制限の解除）、

さわやかちば県民プラザ（時間制限の解除）

### 3 利用制限の期間

令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）まで

※ 各施設の利用制限の内容は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

## 令和3年6月21日から7月11日までの県有施設の利用制限について

### 1 措置区域内

(千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)

※市原市、浦安市、袖ヶ浦市には、利用制限を行う県有施設はありません。

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
9	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・開館時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室及び研修ホールの入室人数 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～20時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
15	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
16	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
17	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→10時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
18	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
19	富津市	公園	千葉県立富津公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・屋内プール、トレーニング室、 野外劇場 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930

## 2 措置区域外

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
3	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
4	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
6	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～21時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
7	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
8	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
9	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮(6月中) (9時～21時30分→9時～19時) (7月以降は未定) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328
11	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
12	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
13	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
14	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
15	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

# 感染拡大の抑え込みに向けた取組について

令和3年6月18日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年3月18日に対策本部において「感染再拡大防止策について」を決定して取り組んできたところであるが、今般のまん延防止等重点措置の延長を踏まえ、感染拡大の抑え込みに向けて、次の7項目について、引き続き取り組むこととする。

## 1 継続した協力要請の実施

### (1) 不要不急の外出自粛や営業時間短縮等に係る協力要請の実施

【現在の取組状況】(6月20日まで)

- ・ 千葉市及び東葛地域の12市をまん延防止等重点措置区域とし、飲食店における酒類提供の自粛を要請。
- ・ 県内全域において大規模商業施設の営業時間短縮や入場整理の協力を要請。

【今後の取組】(7月11日まで)

- ・ 重点措置の対象区域  
市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び浦安市  
千葉市  
市原市  
木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
- ・ 当該区域において、飲食店の営業は20時まで、酒類の提供は19時までなどを要請。
- ・ その他の区域に対して、飲食店の営業は21時まで、酒類の提供は20時までを要請。
- ・ まん延防止等重点措置の対象区域を含め、県内全域において、「特措法第24条第9項等」に基づき、不要不急の外出自粛や、商業施設等における時短営業などの協力を要請。

### (2) 広報・啓発活動の実施

【現在の取組状況】

- ・ 市町村、業界団体を通じた要請内容の周知。
- ・ 学校等を通じた一都三県の共同メッセージの周知。
- ・ Google、Yahoo、LINE にバナー広告を掲載。

【今後の取組】

- ・ 引き続き、上記の媒体等を活用し、広報・啓発活動を実施

### (3) 要請内容遵守のための取組

#### 【現在の取組状況】

- ・ 飲食店の時短営業確認のための見回りを実施。
- ・ 飲食店ガイドラインの遵守徹底のための見回りを実施。
- ・ 認証モデル事業をモデル市で実施。
- ・ 6月18日に特措法第31条の6第1項に基づき、感染リスクの大きい飲食店舗等に対し要請文書を発出。

#### 【今後の取組】

- ・ 見回りの継続実施。
- ・ 認証制度の全県展開に向け、モデル事業の課題整理。

## 2 モニタリングの体制強化等

### (1) 保健所設置市（千葉市、船橋市、柏市）との疫学情報の共有化による感染拡大予兆の探知

#### 【現在の取組状況】

- ・ 疫学情報について、県と3保健所設置市で情報共有を行っているほか、必要に応じ共同で対応。

#### 【今後の取組】

- ・ 県衛生研究所において広域的な情報の集約分析を強化する。

### (2) 繁華街や学校等における感染拡大を早期探知するためのモニタリング検査の実施

#### 【現在の取組状況】

- ・ 市が実施する「接待を伴う飲食店の従業員に対するPCR検査」に要する経費を補助。（対象地区：千葉市、市川市、松戸市、柏市。）
- ・ 内閣官房と連携を図りながら、学校や繁華街などでモニタリング検査を実施。（団体型：24か所 スポット型：5か所）

#### 【今後の取組】

- ・ 接待飲食店の検査について、制定要綱に基づき、事業実施計画書の提出等、事務処理を進める。

### (3) 人流の多い地域の保健所における深掘積極的疫学調査の実施

#### 【現在の取組状況】

- ・ 4月22日に内閣官房、県、松戸保健所等で、調査テーマ等について協議。
- ・ 5月28日から6月4日にかけて、「変異株の流行を通して、新たな感染経路を見出すこと」をテーマに調査を実施。

#### 【今後の取組】

- ・ 国立感染症研究所が取りまとめている調査結果を踏まえ、関係者間で協議、考察を実施。

#### (4) 保健所の体制強化（人材育成・確保、ICT化の推進）

##### 【現在の取組状況】

- ・ 保健所職員の増員、及び臨時職員を配置。
- ・ 人材派遣会社を活用し、保健師・事務職員・ドライバー等を配置。
- ・ 患者搬送業務や発熱相談コールセンターの運営に係る外部委託等を実施。
- ・ 業務支援システム（通称：アマビス）の活用。

##### 【今後の取組】

- ・ 引き続き、必要な人員を確保する。

### 3 クラスタ予防対策の強化

#### (1) 県内全域の高齢者施設等における従業員へのPCR検査の実施

##### 【現在の取組状況】

- ・ 令和2年度実施分

2,463施設 陽性者：30名 実施済人数：77,120名

〔	県	867施設	陽性者：15名	実施済人数：41,214名
	3市	1,596施設	陽性者：15名	実施済人数：35,906名

- ・ 令和3年度実施分（6月11日時点）

4月分 1,913施設 陽性者：11名 実施済人数：58,417名

〔	県	772施設	陽性者：6名	実施済人数：36,638名
	3市	1,141施設	陽性者：5名	実施済人数：21,779名

5月分 2,317施設 陽性者：33名 実施済人数：84,811名

〔	県	932施設	陽性者：16名	実施済人数：53,669名
	3市	1,385施設	陽性者：17名	実施済人数：31,142名

##### 【今後の取組】

- ・ 対象をこれまでの入所系施設に加え6月から通所系事業所に対象を拡大。
- ・ 実施期間を高齢者施設等は7月まで、障害者施設等は当面8月まで延長。

#### (2) 高齢者施設等に対する見回り指導や感染症リーダー研修等の実施

##### 【現在の取組状況】

- ・ 高齢者施設への感染症対策について、市町村に個別指導を依頼。
- ・ 感染症リーダーの設置を、高齢者施設・障害者施設に依頼するとともにリーダー研修会を実施。

##### 【今後の取組】

- ・ リーダー研修会の動画を千葉県ホームページに掲載。

## 4 「変異株」への対応の強化

### (1) 監視体制の強化

#### 【現在の取組状況】

- 直近の検査により、従来株が N501Y 変異株にほぼ置き換わったものと推定されることや、国からの要請を踏まえ、N501Y 変異株から L452R 変異株の検査等に切り替えた。
- L452R 変異株 PCR 検査の実施状況

期間	新規感染者数	スクリーニング検査数	検査実施割合(%)	変異株陽性者数 <sup>※</sup>	変異株割合(%)
6/7~6/13 (速報値)	652	161	24.7	12	7.5

※変異株陽性者数には VOC (懸念される変異株) である「デルタ株」や VOI (注目すべき変異株) である「カッパ株」、「イプシロン株」等が含まれる。

#### (参考) N501Y 変異株 PCR 検査の実施状況

期間	新規感染者数	スクリーニング検査数	検査実施割合(%)	変異株陽性者数 <sup>※</sup>	変異株割合(%)
5/31~6/6	693	219	31.6	187	85.4

#### 【今後の取組】

- L452R 変異株 PCR 検査の実施割合 40% を目標に体制を整備。
- L452R 変異株 PCR 検査陽性例について優先的にゲノム解析を実施。

### (2) 積極的疫学調査の徹底

#### 【現在の取組状況】

- 通常も積極的疫学調査を実施しているが、特に変異株が確認された際に、保健所が迅速かつ集中的に積極的疫学調査を実施。

#### 【今後の取組】

- 迅速な検体送付、入院措置、並びに濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査等を実施。

## 5 医療提供体制の更なる充実

### 【現在の取組状況】

- ・ 新たな病床確保計画に基づき、フェーズ2 (1,275床、うち重症101床) で運用 (6月18日現在)。
- ・ 後方支援医療機関については、96病院、189床を確保 (6月14日現在)。また、退院基準を満たす要介護高齢者の受入れ協力施設として介護老人保健施設83施設を確保 (6月14日現在)。
- ・ 原則として宿泊療養を推奨することを保健所へ再周知。
- ・ 自宅療養に係る適切な療養環境の確保のための取組を推進。
  - パルスオキシメーター及び配達人員の確保 (県分)  
確保台数：10,029台確保 (成人用10,000台、幼児用29台)。  
貸出実績：累計 2,216台 (5月31日時点)  
月計 720台 (5月)、409台 (4月)
  - 配食サービス (県分)  
配付実績：累計 3,988人分 (6月16日時点)  
月計 621人分 (5月)、538人分 (4月)
  - 電話・メール・アプリによる健康観察
  - 電話・オンライン診療
  - 外来診療・往診

### 【今後の取組】

- ・ 適切な健康管理を行うとともに、同居家族への感染防止を図るため、できる限り自宅療養でなく、宿泊療養を推奨。
- ・ 引き続き、自宅療養に係る適切な療養環境の確保のための取組を実施する。

## 6 ワクチン接種の適切な実施

### (1) 医療従事者への接種継続

#### 【現在の取組状況】

- ・ 5月10日の週までに、対象となる医療従事者（202,528人）すべてが接種可能なワクチン368箱（204,360人×2回分）が配分。
- ・ 接種状況（6月16日時点）1回目：192,156人（接種率94.9%）  
2回目：158,829人（接種率78.4%）

#### 【今後の取組】

- ・ 配分されたワクチンについて速やかに医療従事者に接種を進める。

### (2) 高齢者をはじめとした住民への接種開始

#### 【現在の取組状況】

- ・ 接種順位が高い高齢者から接種を開始（65歳以上の高齢者1,702,637人）。
- ・ 高齢者接種状況（6月16日時点）1回目：684,391人（接種率40.2%）  
2回目：136,881人（接種率8.0%）

#### 【今後の取組】

- ・ 千葉市内及び松戸市内に集団接種会場を設置し、千葉市内会場では6月14日から7月31日まで、松戸市内会場では6月20日から7月31日まで接種を実施する。

## 7 対策本部等の体制の強化

#### 【現在の取組状況】

新型コロナウイルス感染症対策に全庁を挙げて取組むため、人員体制を強化。

- ・ 健康福祉部及び商工労働部の職員を増員した。

#### 【今後の取組】

- ・ 必要な体制を確保する。

# 新型コロナウイルスワクチンの接種について

令和3年6月18日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 県営ワクチン集団接種会場

千葉市会場（千葉市中央区蘇我コミュニティセンター）	
接種期間	令和3年6月14日（月）から7月31日（土）まで
予約状況	
前期受付	予約開始：6月8日（火） ※接種日 6/14～6/27
	予 約 枠：9,240人 ※6/14～6/20：600人/日、6/21～6/27：720人/日
後期受付	予約開始：6月21日（月） ※接種日 6/28～7/10
	予 約 枠：接種実績や松戸市会場の予約状況により決定
接種状況	6月14日（月） 接種人数：584人（高齢者568人、医療従事者等16人）
	6月15日（火） 接種人数：554人（高齢者554人）
	6月16日（水） 接種人数：589人（高齢者540人、医療従事者等49人）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期受付分は全枠予約済。</li> <li>キャンセル等で発生した希釈済みワクチンの余剰分は、会場で従事する看護師等のほか警察職員に接種し、廃棄はしていない。</li> </ul>

松戸市会場（松戸市文化ホール）	
接種期間	令和3年6月20日（日）から7月31日（土）まで
予約状況	予約開始：6月15日（火） 予 約 枠：10,080人 ※6/20～6/22は300人、6/23～は510人 （7/10までに10,500人分を確保予定）
備 考	6月17日17:00現在2,390人の申し込みがあった。

## 2 高齢者へのワクチン接種状況（令和3年6月16日現在）

	全国	千葉県	1回接種率上位	関東地域
人口	35,486,339人	1,702,637人	佐賀 57.45%	東京 40.92%
接種数(延べ回数)	17,242,533回	770,447回	岐阜 52.01%	群馬 41.00%
1回目接種率	39.32%	40.20%	岡山 52.00%	埼玉 38.86%
2回目接種率	9.27%	8.04%	鳥取 51.12%	神奈川 36.99%
		1回目接種率 26位	石川 51.09%	茨城 32.73%
				栃木 30.46%

※内閣官房IT総合戦略室（政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況）による

## 3 県内の職域接種の申請状況（令和3年6月16日現在）

申請数	要件不足	承認済み	審査中
83社	10社	68社	5社

※要件不足の多くは接種規模が1,000人に満たないことによるもの

## 12～64歳の方に新型コロナウイルスワクチンの接種券を発送します

千葉市では、現在、65歳以上の方に対し新型コロナウイルスワクチン接種を行っております。このたび、市内の12～64歳の方への接種券の発送スケジュール等を定めましたので、お知らせします。

また、各区役所に開設している「高齢者ワクチン接種予約方法相談窓口」の対象者を拡大するとともに、設置期間を延長することといたしましたので、併せてお知らせします。

### 1 接種券の発送スケジュール

	区分	発送予定日	配達完了予定日
1回目	60～64歳	6月24日(木)	6月26日(土)
2回目	50～59歳	7月5日(月)	7月10日(土)
3回目	12～49歳	7月9日(金)	7月16日(金)

※ 記載の各年齢に該当する方は、令和3年度中にその年齢に達する方となります。

※ 7月9日に発送する12歳は、平成21年4月2日から同年6月30日に生まれた方です。同年7月1日以降に生まれた方については、誕生月の翌月中旬に発送します。

### 2 予約開始の順位及び時期

対象者(12～64歳)	対象者の人数	予約開始時期	
		集団接種	個別接種
① 基礎疾患を有する方(50～64歳)	約56,000人	7月15日(木)	各医療機関の予約開始時期は、各医療機関が定めます(6月中旬に市ホームページ等でお知らせします)。
② 高齢者施設等の従事者(50～64歳)	約6,000人		
③ 基礎疾患を有する方(①以外)	約24,000人	7月20日(火)	
④ 高齢者施設等の従事者(②以外)	約9,000人		
⑤ 上記以外の60～64歳の方	約24,000人		
⑥ 上記以外の12～59歳の方	約489,000人	市ホームページ等でお知らせします。	
合計	約608,000人		

※ 「高齢者施設等の従事者」とは、次の施設などであって、高齢の利用者に直接接する職員が対象です。

介護保険施設、居住系介護サービス、老人福祉法による施設、高齢者住まい法による住宅、生活保護法による保護施設、障害者総合支援法による障害者支援施設等、その他の社会福祉法等による施設、居宅サービス事業所等（介護）、訪問系サービス事業所等（障害福祉）

※「集団接種」とは、千葉市が設置した、千葉中央コミュニティセンター、イコアス千城台、花見川保健福祉センターの各集団接種会場で行う接種をいいます。

※「個別接種」とは、市内医療機関で行う接種をいいます。

### 3 ワクチン接種予約方法相談窓口

ワクチン接種の予約方法等に関する対面による相談窓口である「高齢者ワクチン接種予約方法相談窓口」の名称を「ワクチン接種予約方法相談窓口」に変更し、対象者を拡大するとともに設置期間を延長します。

#### (1) 設置場所

中央区役所 1 1階	地域振興課くらし安心室
花見川区役所 2階	地域振興課
稲毛区役所 2階	地域振興課くらし安心室
若葉区役所 1階	地域振興課くらし安心室
緑区役所 2階	地域振興課くらし安心室
美浜区役所 1階	地域振興課くらし安心室

#### (2) 設置期間

当初 令和3年5月14日（金）～6月30日（水）

延長後 令和3年5月14日（金）～7月30日（金）

#### (3) 受付時間

9時～17時（平日）

#### (4) 対象者

市内にお住まいで、予約方法等に関する対面によるご相談等を希望される方

#### (5) 相談内容

ア 予約方法に関するご相談

予約の手順などについてご案内します。

イ 接種を行っている医療機関に関するご相談

医療機関の接種情報などについてご案内します。

※ 接種の予約は行いません。

※ 医療的な内容のご相談はできません。

### 4 その他

現在、集団接種会場「イコアス千城台」の予約枠に空きが生じているため、直近7日間（6月20日（日）～27日（日）※21日（月）を除く）の空き枠に限り、高齢者施設や介護保険サービス事業所の従事者等に予約勧奨を行っています。

また、今後の高齢者の方の予約状況等を見極めながら、なお予約枠に空きが生じる場合は、障害福祉サービス事業所等の従事者の方にも予約勧奨の範囲を拡大します（予約受付可能期間は、今後の予約状況を踏まえ調整します）。

# 感染拡大防止のための市民の皆様へのお願い

千葉県をはじめ1都3県において、まん延防止等重点措置の期間が7月11日までとされました。変異株による影響も懸念される中、市民の皆様、お一人おひとりの感染対策の徹底をお願いします。

## 職場では

- 職員のマスク着用や手洗い、職場の換気・昼休みの時差取得など**基本的な感染対策を徹底**してください
- 特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意を  
※環境の変化により気が緩み、感染リスクが高まります

## 外出は

- 日中も含め、**不要不急の外出・移動は自粛**してください  
（※生活や健康の維持のために必要なものは自粛の対象外）
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、極力控えてください
- お買い物は**最小限の人数**で、**混雑時を避けて**、お店の入場整理に従ってください

## 飲食は

- 飲食店に対し、**20時までの営業と酒類の提供は19時まで、2人及び90分までとする**ことを要請しています
- 20時以降、飲食店にみだりに出入りしないでください
- 食事は**感染対策が徹底されているお店**で、会話の際は**必ずマスクの着用**を

### 具体的な感染事例

- ・ マスクをせずに同僚と会話して感染
- ・ ゴルフやその後の会食などで感染
- ・ 友人とドライブして感染



- ・ 屋外でバーベキューを行い感染
- ・ 日頃一緒にいない親族で会食して感染
- ・ 複数人で「家飲み」を行い全員感染

## 高齢・障害施設等の従事者等に対するPCR検査の頻回実施について (まん延防止等重点措置の期間延長に伴う実施回数増の継続)

まん延防止等重点措置の延長に伴い、現在、高齢・障害者等施設の従事者に対して行っているPCR検査の検査回数(月2回)について実施期間の延長を行う。

### 1 現在の実施回数

まん延防止等重点措置の対応として国の基本的対処方針に基づき、5月・6月は月2回の実施。

### 2 対象者等

市内高齢者施設・事業所、障害者施設・事業所、救護施設の全従事者  
(約2,000ヶ所、27,000人)

### 3 実施期間の延長

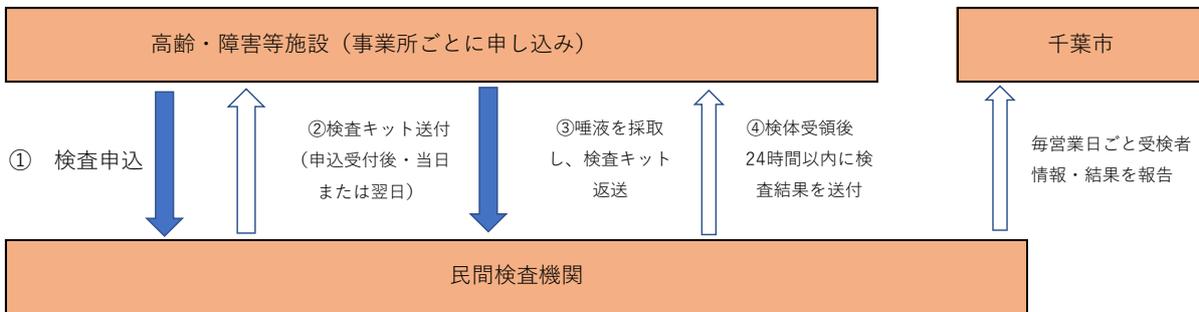
令和3年5月1日 ~ 6月末まで 7月末まで

※まん延防止等重点措置の期間に応じて延長もあり得る

### 4 実施機関

民間検査機関に委託(唾液検体採取によるキット送付により行う)

検査の流れイメージ



事業所からの検査申込を受け、当日又は翌日に検査キットを事業所へ送付

事業所は従事者の検体を検査機関に送付

検査機関は検体受領後24時間以内に検査結果を事業所及び千葉市に通知(検査申込から最短で3日で通知)

### 5 検査実績等

	3月		4月		5月	
		実施率 (%)		実施率 (%)		実施率 (%)
検査申込施設数	1,386	69.3%	893	44.7%	1,100	55.0%
検査申込人数(実数)	21,740	80.5%	16,084	59.6%	18,336	67.9%
検査申込人数(3・5月は延べ)	24,891		16,084		29,087	
陽性者数	11		4		17	
陰性者数等	24,880		16,080		29,071	

令和3年6月18日

## 市施設の利用制限の継続について（案）

本市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域とする期間が延長されたことに伴い、市施設の利用制限を以下のとおり継続する。

### 1 制限の内容（全施設共通）

20時以降の利用停止を継続する。

### 2 期間

7月11日（日）まで

### 3 その他

（1）各施設においては、引き続き、感染症拡大防止のための取組みを行う。

（2）その他、各施設の判断により、利用人数、時間等を制限する場合には、市ホームページで広報する。（情報は随時更新）